

日本特別ニーズ教育学会会報 第14号

2022年2月15日 発行

日本特別ニーズ教育学会

学会事務局 〒156-8550 東京都世田谷区桜上水 3-25-40

日本大学文理学部教育学科 田中謙研究室 jimukyoku@sne-japan.net

1. 代表理事挨拶 『教職課程コアカリキュラム』と特別ニーズ教育

日本特別ニーズ教育学会代表理事

加瀬 進(東京学芸大学)

昨年(2021年)4月の本学会会報13号ではコロナ禍が子どもたちに及ぼす影響を憂いながら、ご挨拶をさせていただきました。そして過ぎること1年。ワクチン3回目摂取の推進や経口薬承認の動きなど、出口の兆しが若干見えつつあるとはいえ、厳しい状況が続いています。今年も改めて、本学会運営に対する皆様のお力添えに感謝するとともに、事態収束を願ってやまない次第です。

さて、今、教員養成を担う大学をざわつかせているタームがあります。曰く「令和の日本型学校教育(令和3(2021)年1月26日中教審答申)」、「教職課程コアカリキュラム(令和3(2021)年8月3日教員養成部会決定)」、そして現在進行系の「特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム(特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議)」です。こうした答申やコアカリキュラムを踏まえながら、改めて学生が教員免許状を取得できるためのカリキュラム整備と承認手続き(教職課程認定)を進めているからです。

この答申等の中には本学会としても注目し、議論しなくてはならない事項が少なからず盛り込まれています。例えば「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「集団の中で個が埋没してしまうことのないよう」な「協働的な学び」の推進(「令和の日本型学校」第I部総論:3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿)、例えば「特別支援教育を担う教師の専門性向上～全ての教師、特別支援学級・通級による指導を担当する教師、特別支援学校の教師」(「令和の日本型学校」第II部各論:4. 新時代の特別支援教育の在り方について)などです。そして次頁にお示したように「教職課程コアカリキュラム:教育の基礎的理解に関する科目」の中の「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒」に対する理解においては、「(障害により)特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒」に加え、「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒」が明記されました。

現在進行形の特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラムの議論では、すでに決定した教職課程コアカリキュラムを踏まえ(共通の目標設定など)、「教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。」などが提案されています。特別ニーズ教育を考えると、幼少中高の「教育課程」の問題は重要な位置を占めています。本学会においても、改めて新しい学習指導要領と教員養成の在り方を研究課題として設定する必要があるのではないか、という想いを強めているところです。その際にはぜひ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等との多職種連携、「チームとしての学校」に関する議論とも重ね合わせたいものです。

私事になりますが、大学院生諸君と勝田守一先生の『能力と発達と学習—教育学入門Ⅰ』（1964年）を読み返しました。改めてその凝縮された内容にたじろぐ思いでしたが、私なりの理解、即ち「つくる力」「つながる（ける）力」「わかる力」「表現する力」のどこを評価するかによって能力の「程度」「評価」は変わってくる。デコボコを受け止めながら、全ての力を大切な「能力」と捉えられる社会が求められている。それは教育を担うものが率先して取り組みなければならない課題である。

さあ、私たちの出番です。今年度もまた、みなさんと一緒に本学会を推し進めて参りましょう。

教職課程コアカリキュラム（抜粋）

（令和3年8月4日教育養成部会決定）

特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解

全体目標： 通常の学級にも在籍している発達障害や軽度知的障害をはじめとする様々な障害等により特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が授業において学習活動に参加している実感・達成感をもちながら学び、生きる力を身に付けていくことができるよう、幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難を理解し、個別の教育的ニーズに対して、他の教員や関係機関と連携しながら組織的に対応していくために必要な知識や支援方法を理解する。

（1）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の理解

一般目標： 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の障害の特性及び心身の発達を理解する。

到達目標： 1) インクルーシブ教育システムを含めた特別支援教育に関する制度の理念や仕組みを理解している。
2) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の心身の発達、心理的特性及び学習の過程を理解している。
3) 視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱等を含む様々な障害のある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難について基礎的な知識を身に付けている。

（2）特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒の教育課程及び支援の方法

一般目標： 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育課程や支援の方法を理解する。

到達目標： 1) 発達障害や軽度知的障害をはじめとする特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する支援の方法について例示することができる。
2) 「通級による指導」及び「自立活動」の教育課程上の位置付けと内容を理解している。
3) 特別支援教育に関する教育課程の枠組みを踏まえ、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成する意義と方法を理解している。
4) 特別支援教育コーディネーター、関係機関・家庭と連携しながら支援体制を構築することの必要性を理解している。

（3）障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援

一般目標： 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難とその対応を理解する。

到達目標： 1) 母国語や貧困の問題等により特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上又は生活上の困難や組織的な対応の必要性を理解している。

2. 第 27 回研究大会 W E B 開催報告

「日本特別ニーズ教育学会第 27 回研究大会」は 2021 年 10 月 23 日(土)～10 月 24 日(日)の 2 日間に渡り、オンライン(WEB)開催で実施されました。本研究大会実行委員会は 2019 年 10 月に開催された長崎大会で結成され、当初は 2020 年 10 月に日本福祉大学におきまして対面(集会形式)での研究大会を開催予定でした。その後準備を進めておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、開催時期を 1 年間延長し、2021 年度に開催する運びとなりました。

新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえまして、オンライン(WEB)での開催を余儀なくされましたが、外注はせずに実行委員会内での検討を繰り返しながら、実行委員の伊藤修毅会員(日本福祉大学准教授)がオンライン・事務関連を取り仕切り、準備・運営を行ってきました。また、これまでの本学会の研究成果と課題を踏襲し、開催校(日本福祉大学・東海学院大学)のある東海地域(とくに愛知県・岐阜県)での特別ニーズ教育の課題等を踏まえて内容の拡充を目ざしました。

本研究大会から「研究大会発表優秀賞」の創設がなされ、自由研究発表／若手チャレンジ研究会におきましても充実した研究大会になるよう、多くの方にご参加いただけるように取り組みました。本研究大会におきましては、116 名の参加申込をいただきました。参加者の皆さまには、心より感謝申し上げます。

1 日目(10 月 23 日)の 13:00～15:00 におきましては、実行委員会企画シンポジウム「現代の子ども・若者の抱える「生きづらさ」と特別ニーズ教育—「外国」にルーツをもつ子ども・若者を中心に—」が実施されました。本シンポジウムでは、東海地区(とくに愛知県・岐阜県等)の多様な教育問題を踏まえながら、「外国」にルーツをもつ子ども・若者を中心にして、現代の子ども・若者の抱える「生きづらさ」と特別ニーズ教育の現状と課題に焦点化しました。

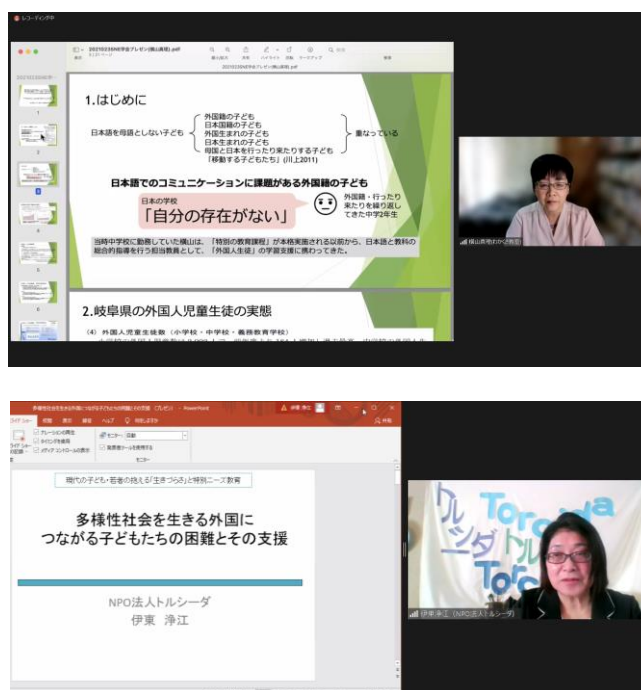
本研究大会・実行委員長の鈴木庸裕会員(日本福祉大学教授)の司会進行により、企画趣旨について実行委員の石井智也会員(東海学院大学専任講師)から本シンポジウムでは、「外国」にルーツを有する子ども・若者と日々向き合っている実践家から、実際に子ども・若者が抱えている生きづらさやニーズに関わって話題提供をいただいたうえで、現代の子ども・若者が抱えている多様な教育的ニーズとそれに応じた教育システム・教育実践の課題を検討していくことが目的であるとの説明がなされました。



その後、横山真理会員(東海学園大学准教授・岐阜県関市国際交流協会「わかくさ教室」)より、「日本語を母語としない中学生のための教科学習支援がなぜ必要か—岐阜県関市国際交流協会「わかくさ教室」の取り組み」、伊東浄江氏(特定非営利活動法人「トルシーダ」)より「多様性社会を生きる—外国につながる子どもたちの困難とその支援—」、片山峰高氏(愛知県教育・スポーツ振興財団「中学夜間学級」)からは、「令和3年度中学夜間学級の概要—時代の変化に伴う中学夜間学級の変化—」がそれぞれ報告されました。

本シンポジウムでは、それぞれの教育支援現場での取り組みから、「外国」にルーツを有する子ども・若者が実際に抱えている生きづらさやニーズについて報告されましたが、日本語を母語としない外国につながる子ども・若者

の抱える生きづらさを解消する継続的な支援の取り組みが、日本人の児童生徒が抱えている生きづらさを解消することにもつながっていくこと、さらには「特別ニーズ教育」分野においても、「外国」にルーツを有する子ども・若者にまで対象を拡げ、研究的な蓄積を積み上げていく必要性が本学会の今後の課題としても提起されました。



2 日目(10 月 24 日)の 9:20~10:20 には、自由研究発表／若手チャレンジ研究会が実施されました。自由研究発表には 40 件の応募、卒論・修論・博論等のデザイン検討会である若手チャレンジ研究会にも 4 件の応募がありました。自由研究発表では、事前に発表者に作成いただいた研究発表動画による発表とともに、当日には各分科会の座長の進行のもとで、発表概要説明と質疑・応答が実施され、有意義な学術的交流の機会がもたれました。

若手チャレンジ研究会では研究発表動画は用いずに、リアルタイムでの研究発表報告と質疑応答が実施されました。それぞれの研究発表に対して、2 名のコメンテーターより質疑・コメントがなされるとともに、発表者以外に多数の大学院生等の若手研究者が参加し、意味のある研究交流や活発な議論がなされました。

その後、11:20~12:40 においては、学会総会・学会文献賞表彰式が実施されました。学会文献賞の審査・表彰は本年度より開始され、11 名の学会員の方々に 2021 年度日本特別ニーズ教育学会文献賞の授与がなされました。なお、文献賞の審査は「日本特別ニーズ教育学会文献賞規程」に基づいて実施され、初回の選考に限って本規程制定時より5年間遡っての審査対象でした。

13:00~の理事会企画・課題研究は「特別ニーズ教育と比較教育学の地平」でした。初めに担当の加瀬進会員(東京学芸大学教授)より、本課題研究の企画趣旨の説明がなされ、本学会誌でも外国研究が 30 本近く書かれているものの、外国研究から日本の課題への示唆が十分に深めることができていないこと、改めて外国研究・比較教育研究とはどのようなことをすることであるのかを掘り下げて議論することで、今後の外国研究・比較教育研究の発展につなげていく必要について説明がなされました。

その後、窪島務名誉会員(滋賀大学名誉教授)より「障害児学級教育の独自性・固有性の論理構成は可能か?—比較教育学的考察から見えてくるもの—」、間々田和彦会員(王立ブノンペン大学教育学部客員講師)より「カンボジアにおける特別ニーズ教育調査からの発信」、千賀愛会員(北海道教育大学札幌校准教授)より「ア

メリカ研究から見た特別ニーズ教育研究の地平」の報告がなされ、黒田学会員（立命館大学教授）より出された3つの論点を皮切りに、指定討論がなされました。

最後にフロアからの質問として、高橋智会員（日本大学文理学部教育学科教授）より次年度の課題研究として、「特別ニーズ教育の「特別ニーズ」とは何か、だれのニーズかを改めて検討する」を予定しているが、世界的にみても「特別ニーズ」（教育）の理念や実践が十分な共通理解をもって普及・浸透しているとはいえない状況のなかで、特別ニーズ教育が普及・浸透しない要因を外国研究の視点からどのように捉えられるかの質問がなされました。それぞれのシンポジストから各国の状況が報告され、とくに窪島務名誉会員からは、これまで本学会では、特別な教育的ニーズの「ニーズ」を抽象的に議論してきており、「ニーズ」のリアリティについての議論が不十分であったこと、加えて、教育的ニーズだけでなく社会的・文化的ニーズ等にも対象を拡げた「ニーズ論」の議論の必要性が強調され、本学会の研究課題が改めて明確にされました。



15:10～のクロージングセッションでは加瀬進代表理事の挨拶の後、理事会・研究委員会により「第27回研究大会優秀発表賞」の発表・表彰（賞状授与）が行われました。本研究大会より、初めて研究大会優秀発表賞が開始されましたが、3名の発表者（自由研究発表1名・若手チャレンジ研究会2名）が「第27回研究大会優秀発表賞」を受賞されました。その後、研究大会・実行委員長の鈴木庸裕会員により、参加者と関係者の皆様への感謝が述べられ、第27回研究大会が幕を閉じました。

終了後に本研究大会に関するアンケートを実施致しましたが、「若手チャレンジや表彰など新しい取組が年々見られているので充実してきていると感じます」「オンラインの制約よりも、メリットを感じさせる充実した研究大会でした」「自宅で障害児を養育しながら視聴でき、私自身の特別なニーズや障壁をもクリアしつつ、学ぶことができました」など、オンライン開催に関する好意的な意見を複数いただきました。一方で「発表者でない参加者としてはいくつかのグループに関心のある発表者が偏っており、当日の参加方法が難しかった」「当日配布資料があるより分かりやすく有難かったです」など、今度のSNE学会研究大会運営にあたっての重要な課題についてもいただきました。ご参加いただきましたこと、改めて厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後となりますが、本大会ご参加の皆様、スタッフ、大学関係者の皆様に心より感謝申し上げます。次回の第28回研究大会は上越教育大学での開催となります。皆様にまたお会いして、議論をさらに続けていけますことを、心より願っております。

（SNE学会第27回研究大会実行委員会：鈴木庸裕・伊藤修毅・石井智也）

3. 2021 年 6 月中間集会開催報告

2021 年 6 月 13 日(日)、オンラインにて理事会・研究委員会主催「日本特別ニーズ教育学会 2021 年 6 月中間集会」を開催した。本中間集会では午前中に理事会と「若手チャレンジ研究会」、午後に「バトンリレー・特別ニーズ教育研究」を開催し、リアルタイム形式のオンラインプログラムであったが、80 名を超える方々に参加いただいた。参加申込者の 3 分の 1 は非会員であり、学部生・大学院生等の学生の参加も目立った。今回は例年にはない『発表要旨集』(PDF 版)も作成した。

1. 若手チャレンジ研究会企画

2018 年度より理事会・研究委員会企画として継続的に取り組んでいる若手チャレンジ研究会を本中間集会でも実施した。本研究会は、学部・大学院生、現職教師等による研究デザイン・実践研究発表(卒業論文・専攻科修了論文・教職大学院課題研究・修士論文・博士論文等の研究デザイン発表、実践研究発表等)を行い、それぞれの研究をさらに深めていく・進めていくために有効な議論の場の提供を目的に企画されたものである。

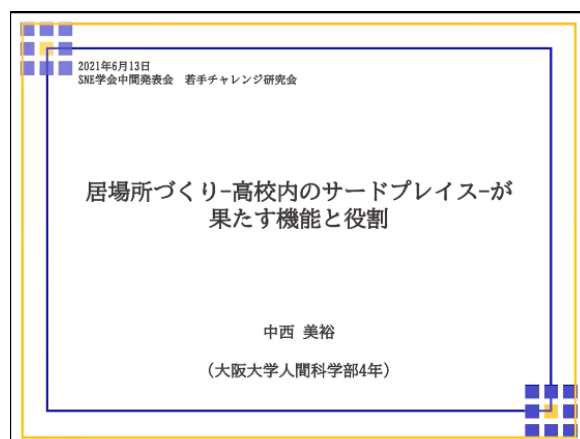
本集会では、座長を池田吉史会員(上越教育大学)と堤英俊会員(都留文科大学)にお願いした。発表者 6 名の内訳は学部 4 年生 2 名、大学院修士課程(博士前期課程)2 名、大学院博士課程 1 名、児童心理治療施設職員 1 名である。

今後の研究の発展に向け、非常に活発な意見・質問等が寄せられた。オンライン方式ならではの利点を活かし、チャット機能も併用することでより多くの方との議論が行われた。

また、今回は編集委員長の澤隆史会員(東京学芸大学)による特別講義「採択される論文作成・投稿入門」も併せて実施した。学生や若手研究者に向けて、「研究・学術論文とはどのようなものか」という基礎・基本から、研究目的・方法の定め方や結果・考察の示し方を含め、よりよい論文

にするためのポイントについて講義いただいた。

中間集会アンケートにおいて、発表者からは「様々な視点からのご意見、視点の提示をいただき、発表者として非常に実りのある時間となりました」「貴重なご意見を頂ける場であるため、大変勉強になりました」等の感想が寄せられた。また、参加者からは「6 人の方の発表と特別講義内容を照らし合わせ、自分の研究論文を見直す良い学びとなりました」「卒論のデザインから博士論文まで幅広く、しかもすべて重要なテーマでとても刺激的でした」「自身の研究と置き換えて考えることができる良い機会となりました」「若いみなさんのなかで、特別ニーズ教育研究の新たなステップが始まっていることに力強さを感じ、励まされました」といった感想・意見を頂戴した。



2. バトンリレー・特別ニーズ教育研究

本企画は特別ニーズ教育研究における世代間（ベテランと中堅・若手会員）の研究交流・バトンリレーを促進しながら、次の特別ニーズ教育研究を展望しようと企画された。昨年、学会結成から四半世紀を記念して高橋智・加瀬進監修／日本特別ニーズ教育学会編（2020）『現代の特別ニーズ教育』文理閣を刊行したが、その研究成果と課題をふまえての新しい取り組みとなる。

① 病弱教育研究のバトンリレー：特別ニーズ教育としての病弱教育の今後

病弱教育研究のバトンリレーでは、猪狩恵美子会員（九州産業大学）より通常学級にいる病気の子どもに関する長年の研究から、病気による長期欠席、身体虚弱を含めた通常学級の教育の場をどのように作っていくべきかについてお話をいただいた。



病弱教育の対象問題、病弱教育を障害児教育としてではなく特別ニーズ教育の視点から捉えることの重要性、病弱教育関係者のみが努力する「場の教育」から「ニーズに応じた教育」への移行、「連続性」のある場の整備とその境界における新たな支援・サービスの創出等、現時点で実現未達成の課題、新たな課題も挙げられた。

病気の子どもの権利の実質化については、困難に応じて機械的に教育内容を細分化するのではなく、当事者のニーズに共感し、子どもと一緒に考えていくなかで、安心・安全を土台にして人間関係を築いていく教育的な関わりを、学校教育のなかに根付かせていく営みが必要であることが強調された。

今後の発展に向けては、卒業生・当事者・家族を巻き込み、医療・看護・福祉との連携を深めながらニーズを具体的に把握していくこと、積み上げられてきた研究のネットワーク・繋がりを大切にしながら、特別ニーズ教育としての病弱教育の視点から、通常学級における病気の子どもも含めた広い意味での病弱教育を展望していくこと等が示された。

コメンテーターの栗山宣夫会員（育英短期大学）からは、①病弱児・ニーズの発信者・代弁者が見えにくいという点が研究面でも顕著であるなかで、様々な側面で当事者と教師が一緒になって連携していくことが必要であること、②ICT 教育とのハイブリッドの議論はコロナ前から行われてきたが、通常学級と院内学級、通常学級と訪問学級という意味でのハイブリッドも模索していく価値があること、③改めて特別ニーズ教育の視点から通常学級を巻き込み見直していく営みが欠かせないこと等について指摘された。

② 外国特別ニーズ教育研究のバトンリレー：ベトナム研究から世界に視点を向けて

外国特別ニーズ教育研究のバトンリレーでは、黒田学会員（立命館大学）より 1994 年から現在に至るまでのベトナムを軸とする障害児教育・福祉の研究経過について、2009 年からは途上国以外の先進国も含めた調査研究も取り組まれており、その研究軌跡を紹介いただいた。



ベトナムに関する調査研究では障害者の状況・実態を全体的に把握することの難しさがあるなかで、障害児の全員就学が未達成という現状、就学が実現している場合でもその教育的ニーズに対応しきれていない課題等が明らかにされた。加えて、その実態と展開を探ることは、日本における障害児教育・福祉の歴史を垣間見るようであることが指摘された。

また、「特別なニーズをもつ子どもへの教育・社会開発に関する比較研究」ではヨーロッパ、ラテンアメリカ、アジア諸国を対象に比較研究が実施され、ここで得られた知見も紹介いただいた。①障害者権利条約の署名・批准が進み、障害者の権利保障、特に教育保障への法・制度の整備や施策が国ごとに濃淡・遅速があるものの着実に進展していること、②ヨーロッパ諸国では障害児の全員就学が早くに達成しているものの、各国のインクルーシブ教育をめぐる解釈と実施、通常学校や特別学校における教育状況に違いが見られること、③障害者の教育保障が進んでいるが、学校から社会への移行、就労や社会参加という点では、障害者の労働力は労働市場では安価に見積もられ、市場から排除され易いこと等である。

最後に今後の方向性として、①ASEAN 諸国の施策の動向と実情を把握し、障害児教育・福祉の課題、具体的方策を提示していくこと、②日本を含めた先進諸国が国際協力をどのように進めるべきかを検討していくこと等が示された。

コメンテーターの山中冴子会員（埼玉大学）からは、①比較教育研究を行う上での共通のキーワード（障害者権利条約、合理的配慮等）が以前より明確になっている以上、それらを参照軸に据えながら、各地域の共通性や固有性を精緻にみていくなどの研究の質が問われるようになっていくこと、②比較研究の成果として何を示唆とすべきなのか、日本の課題として何を引き取るのかという問題意識もより問われていること、③先進国研究と途上国研究の接続のなかで「国際協力」の在り方についても議論し得ること等について指摘された。

③ 災害・コロナ禍における子ども支援実践のバトンリレー：

災害時における子どもの支援

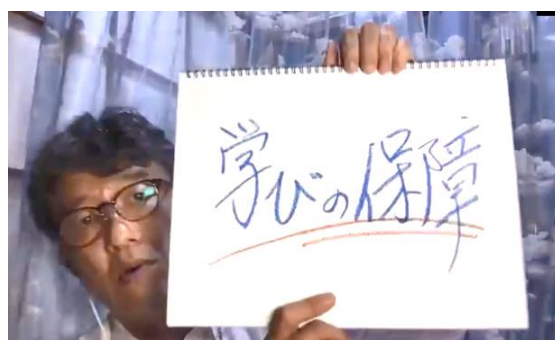
災害・コロナ禍における子ども支援実践のバトンリレーでは、副島賢和会員（昭和大学）から「日常と非日常」という視点から、「子どもにとっての喪失（災害とコロナ禍）」「傷つきからの回復（支援キャンプと子どもの権利）」「自分も相手も大切に（まちづくり）」の3つの柱でお話をいただいた。

コロナ禍への不安・恐怖のなかで、子どもたちは「エネルギーが溜まらない」状況に追い込まれており、こうしたストレス状況は数年後に様々な影響で現れてくる可能性について指摘がなされた。この状況を変えることができないがために、自分は無力な存在と考えざるを得ず、加えてきちんと言葉を受け取ってもらえない経験、誰かと会えない経験、夢・理想・尊厳を失う経験、これらすべての「子どもにとっての喪失体験」が災害やパンデミックに係わって発生することが指摘された。

それらの影響として無視できないのが、児童生徒の自死の増加（2020 年度は顕著に増加）や不登校問題であり、例えば宮城県では震災後に不登校数が全国1位になっており、これに関連して、圧倒的な「侵害体験」をして「自己制御感」を損なっている子ども達にとって、安心・安全の確保がどれだけできているかが重要な課題として挙げられた。

これらの問題にアプローチしながら行われた支援キャンプ「みどりの東北元気プログラム」では、「安全と安心の確保」「被災体験で強められた否定的認知を想定し、それに抗するような肯定的認知を強める体験をする」「キャンプの経験を先々の日常生活に紡いでいくこと」「プログラム全体を PTSD の治療が必要な課題のある子どもにも耐えうるように企画する」ことが柱とされた。

どのような状況にあったとしても「子どもが子どもでいられる時間」をしっかりと保障することの重要性、そのために「学びの保障」とともに「子どもの日常を取り戻す」ことの意義が明らかにされた。



最後に、被災地によっても不登校・長期欠席の増減には大きく差異があることについて、①地域共同体の繋がり状態、②復興期の共同体における「教育」の位置づけの質、③保護者の生活上の不安定さ等が挙げられた。身近な大人たちが協働しながら回復していく姿を子どもが見ながら育つことのできる街づくりという側面も、災害やコロナ禍における支援において重要なこととして指摘された。

コメンテーターの能田昂会員（尚絅学院大学）からは、①「大人も大変なのだから」という論理のもと、子どもの「安心・安全」が蔑ろにされてしまうなかで、あらためて「子どもの権利」という視点の重要性についての学び、②歴史的なパンデミック・災害における子どもの傷つき・声・回復の軌跡が不明な中で、丁寧に「子どもの喪失体験」を明らかにし、その際に地域性も併せて考えることについての学び、③特別ニーズ教育研究の中に災害・コロナ禍の問題を明確に位置付けていくことの必要性等について述べられた。

④ 教育福祉研究のバトンリレー：「教育福祉」と「教育と福祉」

教育福祉研究のバトンリレーでは、加瀬進会員（東京学芸大学）より「教育福祉」研究と「教育と福祉」研究それぞれの論点からお話いただいた。

まず本学会の窪島務名誉会員による「特別な教育的ニーズの構造」図および「生活諸領域のニーズ」と「教育的なニーズ」の関係性に関する問題提起を、本学会における教育福祉研究のバトンリレーとして位置付けられた。また、教育福祉論の系譜として小川利夫、市川昭午、村上尚三郎、川村匡由・瀧澤利行、辻浩、吉田敦彦らによる教育福祉に関する6つの定義が、窪島氏の問題提起を特別ニーズ教育との関係において掘り下げる際の視点として整理された。

これらの系譜における論点と本学会で組上に載せている教育問題がどのように切り結んでいくかの検討が必要となり、とくに地域づくりという視点からの対象の拡大、多様なニーズを持つ多様な子どもが射程に入ったこと、人間としての発達という視点が入ったことによる制度・政策のみならず教育や福祉等の諸領域における本人への働きかけが着眼点になってきていること等が重要であると指摘した。

教育機関が内包する福祉機能、福祉機関が内包する教育機能を分析するというアプローチについては、例えば後者の「居住生活等支援」に分類される諸施設等の入所児が有する「困難・ニーズ」の解明とそれをもたらす構造的要因の検討といった課題を設定することができるものの、諸施設の種類も研究課題も非常に多岐にわたるため、学会として大きな研究費を取り付けたプロジェクト型研究の実施、そのなかで SNE 学会としての「教育福祉論」の構築していく視点についても指摘がなされた。

また、「教育と福祉」の諸機関の連携についても、ライフステージを追いながらそれぞれの機関がどう連携し、どのような課題があるのかも目を向けていく必要があり、コホートの研究にも学会として取り組んでいく必要性が挙げられた。

「教育と福祉」研究については「子どもの貧困」問題に着目したものが蓄積されてきており、特に東京学芸大学におけるプロジェクトの成果の一端が紹介された。「親の貧困直接アプローチ」「影響経路遮断アプローチ」に加え、「学校の教育機能」が直接福祉の問題に働きかける可能性があることから「子どものエンパワメントアプローチ」、子ども同士や多様な大人との繋がり・出会い、体験や学習の機会・居場所作り、地域参画・地域文化との触れ合いを届ける「子どもの社会資源改善・拡張アプローチ」が重要であることが示された。

今後の展開として、この4つのアプローチの意義や限界について対象や地域を具体的に絞りながらデータを収



集し、様々な生活諸領域に目配りしつつ「教育と福祉」研究を深め、さらに「特別ニーズ教育」研究や社会的実相に還元していくことが示された。

コメンテーターの田中謙会員（日本大学）からは今後引き継いでいくべきバトンとして、①多領域・領域横断研究の必要性、②教育福祉問題の歴史：「恵まれない子ども」の権利保障に対する「児童行政」の課題、③「対象問題」：対象の対象化の再考と制度・政策との関連（教育・福祉法研究との親和性も高いこと）、④地域教育・地域福祉への関心の高まりの中での「地域性」「地域知」に関する研究の深化、⑤就学前：幼稚園・保育園・認定こども園が「幼児教育施設」として「法的統一」されるなかで、個々の固有の発展史（歴史）から文化・知識等を継承していくことの課題等について指摘された。

「バトンリレー・特別ニーズ教育研究」に関して、学会大会や中間集会等に初めて参加した学生のアンケートからは「本でしか知らなかった先生方のお話を実際にお聞きすることができた良い機会だった。先生方の視野の広さを知り、私ももっと広い視野で物事を見つめていかなければならないと感じた」等、今後の学びに向けて大きな刺激となった様子がうかがえた。会員のアンケートにおいて、以下のような感想をいただいた（一部抜粋）。

＊「現代の特別ニーズ教育の到達点と課題を確認できる貴重な機会になりました。特別ニーズ教育が、次のステージに入っていくことを感じ、今後の学会の役割への期待を強める機会になりました」。

＊「普段は、研究分野全体の課題を意識できる機会がなかなかありませんので、このような場で各研究分野をリードされてきた先生方から問題点を聞くことができたのは、非常に貴重な経験だったと思います。研究に取り組む姿勢を問い直されたような気がしました」。

＊「特別ニーズ教育研究をこれからも考えていくうえで重要な「病弱教育」「外国研究」「災害・コロナ禍」「教育福祉」などについてバトンタッチ込めた意味での重要な議論と思いました。先輩方が子どもの発達や生活のために懸命に研究に取り組まれてきたことをひしひしと感じておりました。少しでも微力ながらも、特別ニーズ教育研究に携わっていきたく強く思いました」。

＊「バトンリレーの内容報告によって研究の方向性を今さらながら把握できました。目の前の子どもが成長発達するそのことが、社会的歴史的に豊かになるよう、目的を概念化してきた特別ニーズ教育は普遍的だと思いました。子どもに関わる人がそれぞれの実践現場で、現実を捉えつつ成長発達の展望を持って関わる、そして子どもと応答しつつ教育と福祉を営んでいく、そんな実践研究を積み上げてきたのだと理解しました。子どもも大人も人格を持つ人間という考え方を基盤にした各先生方が示してくださった研究の方向や到達点のバトンは真摯で内容豊かだと思いました。研究者のバトンが伝わって欲しいと思います。まだまだ問題点が大きいからこそ、充実した内容の学びになりました。ありがとうございました」。

「バトンリレー・特別ニーズ教育研究」を企画した理事会・研究委員会としては、今後さらに多くの領域について研究交流・バトンリレーを継続していく予定である。最後に、本中間集会にご参加、ご登壇、ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

高橋智（日本大学・研究委員長）
能田昂（尚絅学院大学・準備委員）

4. 特集 コロナ禍における特別ニーズ教育の動向

コロナ禍における訪問教育の現状

愛媛大学大学院教育学研究科・全国訪問教育研究会会長

檜木暢子

新型コロナウイルス感染症の流行により、2020 年 3 月からの突然の全校一斉休校に伴い、訪問教育も中止を余儀なくされました。2 か月余りの休校後も病院や施設での訪問教育の再開は難しく、通学による教育に比べ圧倒的に少ない授業時数がさらに減り、教育機会が失われています。

本稿では、全国訪問教育研究会が 2020 年 10 月に実施したコロナ禍における訪問教育に関するアンケート調査結果などから、コロナ禍における訪問教育の現状について報告します。

1. 訪問教育の概要

コロナ禍における訪問教育の現状を理解していただくために、はじめに訪問教育について概説します。

学校教育法第八十一条第三項では「前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。」とされています。この規定により、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問教育が行われています。訪問教育は対象児童生徒の居所に応じて、それぞれ、家庭（在宅）訪問、病院訪問、施設訪問と呼ばれています。特別支援学校学習指導要領では、「教員を派遣して教育を行う場合については、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。」と書かれています。1978 年に文部省が「訪問教育の概要（試案）」を出しています。教育制度は時代に応じて変わってきていますが、訪問教育ではこの試案が 40 年以上経った今でも基準とされており、全国的に週 3 回 1 回 2 時間程度が主流で、「実情に応じて」時数を定めることはされていません。

訪問教育には、通常の学校の教育課程に準ずる教育課程、知的障害特別支援学校の教育課程を代替する教育課程、自立活動を主とする教育課程の 3 つの教育課程があります。そのため、1 人の教員が、午前は家庭（在宅）訪問で自立活動を主とする指導を行い、午後は病院訪問で教科指導を行うこともあります。また、就学猶予・免除で未就学だった方（過年度生）への教育も担っています。自治体によっては重度重複障害を対象とする特別支援学校が少なく、自宅から片道 3 時間かかるため、近隣の特別支援学校からの訪問教育を選択したなど、地理的事情による訪問教育もあります。週 5 日間授業を受けることができる身体状況であっても、週 6 時間程度の訪問教育になることがあるということです。

2. コロナ禍における訪問教育に関するアンケート調査から

（1）訪問先共通の訪問教育再開前後の様子や困ったこと

訪問教育再開前の児童生徒の状況として、「人との関わりが減った」「身体が硬くなった」「生活リズムが乱れた」などがありました。訪問担当教員からは、休校期間中は「子どもたちの様子がわからない」「訪問再開の見通しが立たない」という課題が挙げられていました。対応としては DVD、歌などを録音した CD、学習プリントを送付するなどがありました。保護者からリモート授業の要望があった家庭もありました。保護者からも教員からも授業が「再開されないまま、進級、卒業することになるのか」という疑問が出ていることが明らかになりました。学校再開後は、感染防止対策による学習内容の制限、スクーリングや行事の中止・制限、進路の取組みが進まないことなどが

挙げられていました。

訪問教育再開後の良かったこととして、「以前より画面を注視することが増えた」「意欲的になった」など、訪問児童生徒（以下、訪問生）の学びへの意欲に関することが挙げられていました。困ったことなどとして「なかなかペースが戻らない」「学習の積み重ねが崩れた」「また休校になるのでは?」（訪問生が）不安がっている」などが挙げられていました。

（2）訪問先共通の感染防止対策徹底による影響

訪問生は、障害や病気が重いことから、感染防止対策の徹底が必要です。同時に学習機会の減少や喪失が重大な課題となっています。週に 1 回しか訪問できない、1 回の授業が 10 分、少しずつ長くなって 30 分という病院、施設もありました。訪問生に直接触れてはいけないとされたため、身体の手組みができなかったり、マスク越しで訪問生の表情がわからずコミュニケーションがとりにくかったりするなど、学習上の課題も明らかになりました。教材の消毒や個人専用にするなど、教材準備や持参上の課題も挙げられていました。

教員の心理的負担として、自分が無症状で訪問生に感染させるのではないかと、ウイルスを運んでしまうのではないかと感染への恐怖が挙げられていました。マスクや消毒液、エプロンの購入などの経済的負担、訪問先ごとに着替えるため着替えや消毒液の携帯等、持ち物が増え、洗濯物が増えるという物理的負担も生じていました。

（3）訪問先別の状況と課題

①家庭（在宅）訪問

家庭（在宅）訪問では、季節によっては換気が難しい、授業する部屋が狭かったり、コミュニケーションを取ろうとしたりすると、ソーシャルディスタンスが取れないことが挙げられていました。福祉サービスが減ったことによる保護者への負担、保護者自身の感染への恐怖、不安や孤独感を気遣う声も多数ありました。感染防止対策の中で、訪問先から次の訪問先へ移動する場合に、道の駅や玄関先で着替えている教員が少なくないことがわかりました。

②病院訪問

病院訪問では、対面授業がほとんどできず、授業時数が確保されない中、このまま卒業するのかという不安や疑問、遠隔授業は授業時数に数えられないため、年間指導計画の見直しが必要になったこと等が明らかになりました。また、2020 年 10 月の時点で訪問が再開されておらず、再開の見通しがもてない病院があることがわかりました。複数の訪問生が入院している病院では、病棟間の移動の禁止、複数の病室への入室禁止などがあり、1 日に複数の病院への訪問は不可、入室は 1 日 1 人のみなど、病棟や病室への立ち入り制限により、訪問授業の週予定の変更せざるを得なくなった学校もありました。リモート授業への期待がある一方で、入棟制限がある場合、ICT 機器を操作する人員がいない、医療現場の状況から病院には頼めないなど、医療現場の緊迫した状況が伝わってきました。

③施設訪問

施設訪問では、重度重複障害の子どもが多く、生活リズムの乱れやストレス、自己刺激行動が増えたなど、授業が行えないことによる影響が出ていました。マスク越しで訪問生の表情がわからずコミュニケーションがとりにくい、接触禁止で身体の手組みができないなどの学習上の課題も挙げられていました。

病院訪問同様、回数・時数が減っており、数カ月授業がない状況で、過年度生の保護者から、“ようやく訪問教育を受けられることになったのに、授業が行われなまま卒業するのか”と留年の希望が出された学校もありました。一方で、病棟や病室への立ち入り制限がある中、施設側から学習内容を教えてほしい、CD なら掛けられるとごくわずかではありますが、学習機会を保障したいと伝えられた学校がありました。施設職員がこれまでの訪問教育の効果を実感しており、施設側の教育への期待の表れと言えます。

(4) 課題解決に向けて

2021 年 5 月に実施した訪問教育に関する第九次全国調査(全国訪問教育研究会)においても、同様の回答が得られています。感染の波が来るごとに、訪問教育の中断、感染予防対策による訪問回数・時数の制限が起き、定められた授業回数・時数を修了することが困難な状況が続いています。特に病院訪問、施設訪問では授業時数の不足が明かであるにもかかわらず、国も自治体も、有効な手立てができていません。学校再開後も時間割上、授業を増やすことはできず、昨年度の訪問生の多くが授業時数を満たすことなく、進級・卒業したことが推測されます。感染防止対策により命を守ることと合わせて、子どもたちの「学びを止めない」という国の方針から、訪問児童生徒が漏れている状況を改善しなければなりません。

授業時数を満たすことができない理由の 1 つに学級定数の問題があります。学級定数が 3 名(教員 1 名)では、児童生徒の実態に応じた授業時数を定めることは困難です。さらに、近年は文部科学省から訪問と通学の児童生徒を重度重複学級としてまとめてカウントするように指導されていると聞いています。学びの場が異なる児童生徒を 1 人の教員が指導することは物理的に不可能です。訪問と通学の学級とは分けて学級編成を行い、さらに個に応じた柔軟な授業時数を定めることができる学級定数を設定することが急務です。

学習の質という点では、重症児教育において大切にされてきた、直接触れることによる学習活動が難しく、教育内容の質の低下も危惧されています。自立活動の身体の手組みや、教材の操作、コミュニケーションの指導等、対面だからこそ教育効果を上げることができる学びを続けていく方を講じる必要があります。

教科学習や間接体験的な学習においては、ICT 機器の活用によるリモート授業を推進していく必要もあります。入院中の児童生徒への遠隔授業が出席扱いとして認められ、看護者(保護者自身、保護者や教育委員会等が契約した医療・福祉関係者等)を配置することによって、当該教科等の評価に反映できるようになっています。遠隔授業を出席日数として認めるための環境整備が求められます。遠隔スクーリングとして、通学の授業を受けることにより出席日数に加算することも一案です。

ある自治体では、過年度生で授業時数が不足した施設訪問生の卒業延期が認められました。教員定数の算定に含まれない等課題がありましたが、学習機会の保障、教育課程に則った判断がされたと言えます。コロナ禍においても訪問教育を止めないために、今ある制度の見直しと適切な運用が急務です。

コロナ禍における子どもの発達危機と発達支援の実態調査研究

田部 絢子(金沢大学)

1. コロナ禍における子どもの発達の危機

新型コロナウイルス感染症(以下、Covid-19)は子どもの成長・発達、生活・学習等に多大な影響を及ぼし、感染症への不安・恐怖、自粛・我慢を強いられ先行きの見えない生活の中での抑うつ・ストレスや孤独・孤立、登校困難を感じる子どもの増加、子どもの自殺者数の増加等が大きく顕在化しています(大阪府立大学山野則子研究室:2021、朝日新聞:2021)。

2020 年の感染拡大で世界的に学校閉鎖が実施された当初から、学校給食や心理社会的支援といった学校を拠点とする子どもの発達やケアに不可欠なサービスの混乱、「仲間との相互作用の喪失」「日常生活の混乱」により不安・ストレスを引き起こす可能性が指摘されてきました(UNICEF:2021)。

日本ではコロナ禍の 2020 年度に 30 日以上登校せずに不登校とみなされた小中学生は前年度より 8.2% 増の 19 万 6127 人で過去最多となり(文部科学省:2021)、NHK の取材では東京 23 区と全国 20 の政令

指定都市における感染不安による「自主休校」の小中学生は、2021 年 4 月時点で 7000 人を超えていることが示されています(NHK:2021a)。国立成育医療研究センター(2020)が 2020 年 4 月～5 月に行った調査では子どもの 75%にイライラや集中低下、睡眠の質の低下等のストレス反応を認められました。三好らの調査では学校再開後に気分の落ち込みが心配される子どもが増えていたことが明らかになっています(NHK:2021b)。

国連・子どもの権利委員会はパンデミックに係る意思決定プロセスにおいて子どもの意見を聴く機会が提供されるべきと指摘しています(The Committee on the Rights of the Child:2020)。「大人」中心の社会経済体制維持が優先され、蔑ろにされがちな子どもの「いのち・生活・発達の危機」を明らかにし、そのなかにあって果たすべき「学校教育」の意義・役割について検討していく必要があるでしょう。

本稿では、高橋智日本大学文理学部教授を代表とする 8 名の調査研究チームによって実施されたコロナ禍における子どもの「学習・生活・発達」の困難の実態と支援ニーズについての全国調査の一端をご紹介します。調査は 2021 年 7 月～8 月に全国の小学校・中学校・高校・特別支援学校に在籍する児童生徒・保護者・教員を対象にオンラインによる質問紙法調査が行われ、22 都道府県在住の子ども 1,396 名、保護者 780 名、教師 606 名から回答がありました。

調査から見てきたコロナ禍におけるコロナ禍における子どもの「学習・生活・発達」の困難の実態と支援ニーズの一端を、以下に紹介いたします。

2. コロナ禍の学校生活における子どもの困難と支援ニーズ

本調査では 9 割程度の子どもは学校に「ほぼ通常通りに登校」していましたが(n=1,358 人)、教師の 1 割は Covid-19 の蔓延にともなう子どもの欠席が「増えている」と回答しました(n=588 人)。

コロナ禍における子どもの心身の状況や生活の状況、睡眠困難、デジタルメディアの使用状況について「コロナ禍以前」と「現在」の生活状況を比較すると、子ども・保護者・教師の三者ともに子どもの発達困難が増したと認識されています。半谷(2021)は睡眠・生活リズムの乱れ、運動時間の減少、スクリーンタイムの増加や眼への影響など、一度習慣になってしまったことを直すのはとても難しいと危惧しています。

学校生活に関する心配・困難は、子ども・保護者・教師ともに「学校で感染が広がるのではないかと心配」が最も多く、子どもでは「宿題や課題が多く大変」が 3 割を超えていました。遅れを取り戻そうとする大人と子どもの負担感の調整が重要です。

休校前において「先生があなたの意見や気持ちを聞いてくれていると感じる」ことが 7 割以上、「先生があなたの学習の様子をわかってくれていると感じる」ことが 6 割以上の子どもにあったのに対し、休校中の対応ではいずれも 4 割の子どもにしか感じられていません。日常的に気にかけてくれる・支えてくれる人が「いない」「わからない」子どもは 2 割で、休校等によって教師・スクールカウンセラー・ソーシャルワーカー等に会えなければ子どもの変化や SOS に気付く機会が失われ、ケアが遅れる可能性が大きいことも懸念されます。

一方、「やりたいと思う職業が増えた」「社会についての理解が深まった」「家族と過ごす時間が増えた」「新しいことを学べた」「外に出ている人が減って過ごしやすくなった」とコロナ禍の社会変化を肯定的に捉える意見も見られます。「突然に変わってしまったことを嘆いたり、元に戻そうとするのではなく、柔軟に対応しながら、以前よりも良いものを創っていくことが大切」という回答には子どものレジリエンスも示されています。

3. コロナ禍における学校教育・教師の意義・役割

ユニセフは、世界全体の教育危機とその回復について「学校は学習の場に留まらず、子どもたちの心身の健康、

社会的発達、栄養状態を回復させる場でもあるべき」ことから学校を再開するだけでは十分ではなく、失われた教育機会を取り戻すための集中的支援の必要性を強調しています(UNICEF:2022)。

日本では中央教育審議会が2021年1月の答申で感染拡大防止のため学校の臨時休業措置が取られたことによって再認識された学校の役割として「学習機会と学力の保障」「全人的な発達・成長の保障」「身体的・精神的な健康の保障(安全・安心につながるができる居場所・セーフティネット)」の3点を挙げ、これまで「当たり前のよう存在していた学校に通えない状況が続いた中で」「学校がどれだけ大きな存在であったのかということが改めて浮き彫りになった」と示しました(中央教育審議会:2021)。

本調査における子どもたちの一番のニーズは「子どもの話をもっと聞いてほしい」「子どもも毎日頑張っていることをわかってほしい」「子どもにとって、この時期は二度と戻ってこないことをわかってほしい」でした。「感染拡大をおさえるために、自分たちにできることを教えてほしい」「学校等での感染症対策について、子どもも一緒に考えたい」とコロナ禍に能動的に向き合い、生活を切り開いていく子どもの主体性も確認できました。

コロナ禍を経験した子どもの声・ニーズから、学校教育の意義・役割として、学習のほか生活リズム・生活習慣の形成、人との関わりなど、様々な機能と役割を通して子どもの心身の健康と発達を促す場であるとともに、学校は子どもが「守られ、安心して生きる」場であることが表れています。

パンデミックという感染症災害には、危機における教育・発達支援の課題において従来の自然災害とも共通する点が見られます。例えば、東日本大震災の発災と子ども・若者への影響を検証する高校生当事者への調査(菅井ほか:2019)でも、学校・教師の存在は災後の子どもの発達危機からのレジリエンスにおいて不可欠な意味を有しており、学校における教師の伴走的な支援・関わりが震災の経験をプラスに捉え直し、自分自身や周りの人との関係、将来について見つめ直すことに結実しています(菅井ほか:2019)。コロナ禍の困難な状況においても同様に子どもの抱える苦しみ・困難に丁寧に向き合い、コロナ禍を子どもたちの大きな発達困難にさせないことが肝要です。

4. 子どもの声を傾聴することからはじまるコロナ禍の「特別ニーズ教育」

コロナ禍の子どもの支援ニーズからは、ごく当たり前の「日常的な学校生活」を保障することが心身の発達の基盤を保障することになり、そのことに果たす学校と教師の役割はきわめて重要であることが示されました。

コロナ禍の不安定な状況においても、子どもに向ける教師のまなざしや丁寧な声掛けのなかで、子どもは安心して落ち着きを取り戻し、子ども全体のレジリエンスに繋がると考えられ、これは学校ならではの重要な発達支援の方法です。まずは学校でコロナ禍における子どもの声を聴くことが求められています(しんぶん赤旗:2021)。

今後の学校教育はパンデミック前の「もとに戻る」のではなく、新しい状況に立ち向かうことになります。そのなかで子どものセーフティー・ネットおよび発達支援システムとして進化拡充させていくためには、コロナ禍で照射されている子どもの発達困難や学校教育の実相から出発する必要がある、子どもの声には学校のあり方を考えていくための指針が示されています。

文献

朝日新聞(2021)コロナ下の授業「難しすぎる」5割:小中高生調査、『朝日新聞』2021年9月12日。

中央教育審議会(2021)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)。

半谷まゆみ(2021)コロナ禍における子どもたちの生活と健康—『コロナ×こどもアンケート』調査結果より—、『小児保健研究』80(1)、pp.9-14。

国連・子どもの権利委員会(2020)国連・子どもの権利委員会:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する声明。

国立成育医療研究センター(2020)コロナ×こどもアンケート第1回調査報告書。

文部科学省(2021)児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。

NHK(2021a)コロナで“自主休校”7000人超:感染不安で学校に行けない子どもたち。

NHK(2021b)コロナ影響 抑うつ懸念の子ども“学校再開後に増加” 大阪大など調査。

大阪府立大学山野則子研究室(2021)コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究。

菅井遥・能田昂・高橋智(2019)東日本大震災が子どもに与えた心理的影響と発達支援の課題—震災 6 年後の岩手県沿岸部の高校生調査を通して—、『東京学芸大学紀要 総合教育科学系 I』70、pp.281-310。

しんぶん赤旗(2021)コロナ禍子どものニーズは?懸命に生きる子どもの声のこしい:直面する困難、柔軟な対応力も、『しんぶん赤旗』2021年11月23日。

UNICEF(2021)COVID-19 and School Closures: One year of education disruption.

UNICEF(2022)THE STATE OF THE GLOBAL EDUCATION CRISIS:A PATH TO RECOVERY.

ノルウェー・フィンランドのコロナ禍における子どもの発達危機と発達支援の動向

能田昂(尚絅学院大学)

新型コロナウイルス感染症(以下、Covid-19)は子どもの生活・発達・学習等に多大な影響を及ぼしている。具体的には、感染症への不安・恐怖、自粛・我慢を強いられ先行きの見えない生活の中での抑うつ・ストレスや孤独・孤立、登校困難を感じる子どもの増加、子どもの自殺者数の増加等の実態が、国内外の様々な調査によって明らかにされ始めている(大阪府立大学山野則子研究室:2021、朝日新聞:2021、しんぶん赤旗:2021など)。

国際的にも 2020 年の感染拡大当初から学校閉鎖が実施され、学校給食やメンタルヘルスおよび心理社会的支援といった学校を拠点とする子どもの発達やケアに不可欠なサービスの混乱、「仲間との相互作用の喪失」や「日常生活の混乱」によりストレスや不安を引き起こす可能性が指摘されてきた(UNICEF:2021)。学校教育へのダメージが子どものメンタルヘルスや幸福を数十年にわたって低下させる可能性があり、教育の混乱はパンデミックからの中長期的回復における最大の脅威の一つになり得ることを警告している(GEEAP:2022)

しばしば高度な福祉国家として取り上げられる北欧諸国においても、Covid-19は子どもの生活・学習・発達等に多大な影響を与えている(石井ほか:2022)。スウェーデンは各種の感染症対策においてロックダウンを行わない独自路線をとったが(能田ほか:2021)、ルウェー・フィンランドでは一律の学校閉鎖を行ったことによる課題も明らかになっている(高橋ほか:2022)。

本稿では、ノルウェー・フィンランドを中心に北欧における新型コロナウイルス感染症による子どもの発達危機と発達支援の動向について学校教育への影響について、子どもの実態に着目し、各種報道や調査などを踏まえながら紹介する。なお、本稿は高橋ほか(2022)の要点をまとめたものであり、詳細は高橋ほか(2022)を参照されたい。

現在の感染の状況として、オミクロン株の蔓延は凄まじく、ノルウェー(人口約 540 万)は感染者約 93 万名・死者 1,512 名となり、フィンランド(人口約 553 万)は感染者約 55 万名・死者 2,126 名にのぼる(WHO まとめ:2022年2月9日現在)。

ノルウェーでは初期対応として 2020 年 3 月 12 日に全国的なロックダウンが行われ、学校等の施設は 2 週間の閉鎖を余儀なくされた。この時期に子どもへの情報保障として、首相、子ども・家族大臣、教育大臣による「子ども記者会見」が北欧諸国に先駆けて行われた。これは子どもを「パンデミックにおける当事者」として社会的に承認する動きであり、これはすぐに他の北欧諸国にも伝播していった。

ノルウェー政府は全ての基礎学校を閉鎖したものの、子どもが学校に通えることが重要であるとし、感染予防ガイドの作成と教師・子どもへの通知、地域の感染状況に応じた段階的予防措置、状況に応じた授業時間の縮減、オンライン・リソースやデジタル・デバイスの拡充を実施する等、感染予防対策と子どもの教育保障の双方が同時

に追求されてきた。

Bøhler ら(2021)は障害・特別ニーズを有する子どものコロナ禍における困難や支援ニーズを明らかにしている。学校閉鎖期間中は遠隔学習が実施されたが、言語や認知機能に困難のある子どもは保護者による援助がないと課題に取り組むことができず、保護者が休暇取得できたり、時間に余裕のある家庭でないと学習機会を十分に得ることができなかったことが示されている。

また、ノルウェー障害者協会の調査によれば、コロナ禍において障害のある子どもとその家族は「障害のある子どもが学校に通うことができるような対応・配慮がなかった」「こんなに長い間安心できないのはとても大変」であるほか、長期の遠隔授業のために社会的に孤立をしてしまう、友人との協同学習がない等の困難があったことが指摘されている(Norges Handikapforbund Schweigaardsgt:2021)。

学校閉鎖による子どもへの影響について、Bubb ら(2020)によるノルウェー南西部の Rogaland 県 Tysvær 自治体を対象とした調査では、「友達や先生と一緒に学校に行く機会を失ったこと」「両親が先生になること」「両親がいない家にいること」「一人で新しいことを学ぶのは難しいこと」「助けを得るのが難しいこと」「友達が恋しいこと」「学校よりも家での学びの方が質が悪いこと」「教師と直接話すことができないこと」「他の仲間の生徒とチームで一緒に過ごす自由な時間がないこと」などの声が聴かれた。

Nordahl (2020)によるノルウェー東部の旧 Hedmark 県の 5 年生～10 年生(4,106 名)を対象とした調査では、子どもたちの 79%が教師との接触が不足していると答えており、これらをふまえて「学校教育は学校で行われるからこそ最も効果的」であり、「学校は広い意味で子どもの学習と発達に不可欠な資質を持っている」ことが指摘されている。

今回のオミクロン株の流行において、ノルウェー子どもオンブズマンが学校教育機関を開いたままにするものの重要性を指摘している。学校が「子ども・若者の専門的および社会的学習にとって重要な場であり、仲間や大人と一緒にいることが大きな意味をもたらす」こと、こうした緊急時において「特別な支援を必要とする子ども・若者のハブとして、様々な格差を平準化する」重要な福祉的機能があることを改めて強調している。また、子どもたちの知識と経験が効果的な対策を検討する際に重要であり、市町村の対応においても青少年会や生徒会が地元の議論に参加することが、意思決定のための基盤となるべきことを指摘している(Barneombudet:2021)。

フィンランドでは 2020 年 3 月 16 日に非常事態が宣言され、約 1 カ月のあいだ基礎学校等だけでなく、大学や成人教育機関も閉鎖され、対面での教育が停止されたが、もともと学校教育の ICT 化も推進されていたため、学校・家庭・子どもを繋ぐ連絡アプリ等を有効に活用しながら、遠隔授業への移行は比較的スムーズに行われた。

フィンランドの特徴的な取り組みの一つとして、社会保健福祉省は 2020 年 5 月という早い段階でコロナ危機と子どもの権利に関するワーキンググループを設置している。その報告書においては子どもの状況とニーズに特別な注意を払う必要性を提起しており、長引く危機は恵まれない状況にある子ども・家族に深刻な影響を与えるために長期的なフォローアップが必要であることが、各種のデータをもとに指摘されている(Sosiaali- ja terveysministeriö:2021)。

「例外的な状況」を言い訳に蔑ろにしてはいけないという姿勢が全編にわたって貫かれ、「国連条約に従い、子どもの最善の利益が、子どもに関するすべての行動・課題等において第一に考慮されること」「多くの点で子どもに不安をもたらす、学習やメンタルヘルス面等で望ましい発達を危うくしていること」「子どもへの悪影響は長期的に明らかになるため早期から調査する必要があること」等が提起されている。

2020 年 4 月の「フィンランド高校生協会」による高校閉鎖やオンライン教育への移行が高校生にどのように影響したかについての調査(回答者 1,487 名)では、「オンライン教育になって教育の質が下がったと思う」に対して「とてもそう思う」「そう思う」の合計は約 46%、「オンライン教育に切り替わると毎週の作業量が増えたと思う」に対して「とてもそう思う」「そう思う」の合計が約 58%であり、教育の質の低下やオンライン教育への不満が見てとれる(Suomen Lukiolaisten Liitto :2020)。

遠隔教育への移行はスムーズに行われたものの、子どもの声としては「遠隔教育によってストレスと学習負担が大幅に増えた。教師からは時間が足りない程のたくさんの課題が与えられる」「学習障害が考慮されていないため遠隔教育は不利に感じた」などの否定的な意見も明らかになっている。

現在のオミクロン株の流行においては、2022 年冒頭の学校閉鎖の是非について、関係省庁で激しい議論・調整が行われていた。フィンランド社会保健省は 2022 年 1 月冒頭、4,000 を超える国際研究をまとめたレビュー

を紹介し、「Long Covid」がフィンランドでは最大の新しい慢性疾患グループとなり得るものであり、既に約 20% が長期的な認知障害を示していること、大人だけでなく子どもの直接の脅威となることが軽視されている現状に警鐘をならした (REUTERS:2022)。

こうした見解や感染状況を踏まえて、家族社会福祉大臣や社会保健省首席補佐官は遠隔教育への移行を提案したが、教育大臣や公衆衛生局はこれに反対し、最終的には Sanna Marin 首相の決断によって対面での授業が継続されることになった (YLE:2022、Bloomberg:2022)。子どもの健康や学習、発達についてエビデンスを突き合わせながら、丁寧に調整・議論がなされていること自体、こうした危機対応におけるロールモデルになるのではないか。

本稿執筆時 (2022 年 2 月初旬現在)、変異株オミクロン株の拡大は過去 2 年間に凌ぐ圧倒的な感染者数となっているが、北欧諸国も含めヨーロッパ各国は Covid-19 規制の早期の撤廃に向っている。従来株と比較して重症化リスクが低いとのことであるが、WHO はこうした動きを時期尚早と批判している現状もある。

危機的事態における対応は「大人」中心の社会・経済体制維持が優先されがちである。子どもの感染者数は国内外で増加しており、規制撤廃の動きのなかで子どもの発達危機が軽視されないように努めなければならない。

文献

朝日新聞 (2021) コロナ下の授業「難しすぎる」5 割: 小中高生調査、『朝日新聞』2021 年 9 月 12 日。

Barneombudet (2021) Strengt tiltak har store konsekvenser for barn og ungdom

<https://www.barneombudet.no/aktuelt/debatt/strengt-tiltak-har-store-konsekvenser-for-barn-og-ungdom>

Bergdahl, N., & Nouri, J. (2020) Covid-19 and Crisis-Prompted Distance Education in Sweden. Technology, Knowledge, and Learning. 1-17. 10.1007/s10758-020-09470-6.

Bloomberg (2022) Finland Leaders Reject Remote-Only Classes, Overruling Health Ministry.

Bøhler, K.K. & Ugreninov, E. (2021) Velferdstjenester, stønader og informasjon til familier med barn med funksjonsnedsettelse under covid-19. En kvalitativ undersøkelse. NOVA Notat 4/21. Oslo: NOVA.

Bubb, S., & Jones, M.-A. (2020) Learning from the COVID-19 home-schooling experience: Listening to pupils, parents/carers and teachers. Improving Schools, 23(3), 209-222.

<https://doi.org/10.1177/1365480220958797>

GEEAP (Global Education Evidence Advisory Panel) (2022) PRIORITIZING LEARNING DURING COVID-19: The Most Effective Ways to Keep Children Learning During and Post-Pandemic.

<https://reliefweb.int/report/world/prioritizing-learning-during-covid-19-most-effective-ways-keep-children-learning-during>

石井智也・能田昂・田部絢子・高橋智 (2022) デンマークにおけるコロナ禍と子どもの「いのち・生活・発達の危機」に関する動向、『東海学院大学研究年報』第 7 号。

能田昂・石川衣紀・田部絢子・高橋智 (2021) スウェーデンにおけるコロナ禍と子どもの発達危機に関する動向、『SNE ジャーナル』第 27 巻 1 号、pp.158-168。

Nordahl, T. (2020) Skole er best på skolen.

<https://www.inn.no/om-hoegskolen/nyheter/skole-er-best-paa-skolen>

Norges Handikapforbund Schweigaardsgt: Koronarestriksjonene rammet funksjonshemmede hardt.

<https://nhf.no/altfor-mange-opplevde-at-tilbudet-sviktet/>

大阪府立大学山野則子研究室 (2021) 厚生労働科学特別研究事業コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究。

REUTERS (2022) Long COVID could become Finland's largest chronic disease, warns minister.

<https://www.reuters.com/article/us-health-coronavirus-finland-long-covid-idUSKBN2JH14W>

しんぶん赤旗 (2021) コロナ禍子どものニーズは?—懸命に生きる子どもの声のこしい—直面する困難、柔軟な対応力も、『しんぶん赤旗』2021 年 11 月 23 日。

Sosiaali- ja terveysministeriö (2021) Lapset, nuoret ja koronakriisi : Lapsistrategian koronatyöryhmän arvio ja

esitykset lapsen oikeuksien toteuttamiseksi.

<https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/handle/10024/162647>

Suomen Lukiolaisten Liitto (2020) Koonti Koronatilanteen Vaikutuksesta Lukiolaisiin.

<https://lukio.fi/app/uploads/2020/04/Lukiolaisten-koronakyselyn-tulokset.pdf>

高橋智・能田昂・石川衣紀・石井智也・田部絢子 (2022) 北欧諸国におけるコロナ禍と子どもの「いのち・生活・発達の危機」に関する動向—ノルウェーとフィンランドを中心に—、『日本大学文理学部人文科学研究所紀要』第 103 号、pp.135-148。

UNICEF (2021) COVID-19 and School Closures: One year of education disruption.

<https://data.unicef.org/resources/one-year-of-covid-19-and-school-closures/>

WHO: Coronavirus (COVID-19) Dashboard.

<https://covid19.who.int/>

YLE (2022) Health ministry proposes schools switch to remote learning after Christmas break.

<https://yle.fi/news/3-12260864>

コロナ禍における実験研究の取り組み

池田吉史氏 (上越教育大学)

ここでは、コロナ禍において実験研究をどのように進めてきたのかについて私の研究室の事例を紹介するとともに、コロナ禍における実験研究への協力の要因や障壁、さらには障害のある子どもを対象としてコロナ禍において実験研究を行うことの意義について考察することを通して、With コロナ・After コロナにおける今後の特別ニーズ教育の展望を検討する際の論点の一つを提供できればと思います。

コロナ禍における実験研究の様子

私の所属大学は、コロナ禍で授業再開が比較的早く実現された地域にあります。上越市立の幼稚園、小学校及び中学校は、2020 年 3 月 4 日より再開を間に挟んで 2 度にわたって休校期間を設けました。5 月 11 日より分散登校を開始し、5 月 20 日より順次、通常登校を再開しました。課外活動や部活動、学校体育施設の利用は、6 月 1 日より再開されました。また、放課後児童クラブは、通常の長期休業時と同様の開設時間であったのは 5 月 31 日までであり、小中学生を対象とするスポーツ団体の活動の自粛要請も同様でした。特別支援学校を含む県立学校は、5 月 21 日より休校から一部休校へ移行し、6 月 1 日より再開されました。また、上越教育大学は、5 月 31 日まで臨時休業期間であり、6 月 1 日よりオンライン授業を中心に、一部は対面授業を含む形で授業が開始されました。したがって、2020 年 6 月 1 日より、「新しい生活様式」で教育活動が再開されたと言えます。

首都圏のような大都市と比べて、授業再開が早く実現された背景には、感染者数の少なさがあったと考えられます。新潟県上越市内の新型コロナウイルス感染症の患者数は、2020 年 5 月 10 日現在で累計 4 名であり、2021 年 7 月 20 日現在でも累計 64 名でした。2021 年 7 月 20 日現在の上越市の人口は約 19 万人ですが、感染者数を 10 万人当たりの人数に換算すると 34 名 (新潟県全体では 161 名) であり、東京都の 1364 名よりも大幅に少ないことが分かります (いずれも 2021 年 7 月 20 日現在で計算)。なお、2022 年 1 月現在では、オミクロン株等の新型コロナウイルスの変異株が猛威をふるっており、患者数の累計は著しく増加しました。

2020 年度及び 2021 年度に修士論文指導を行った大学院生は 8 名でした。2020 年度は 3 名でしたが、うち 2 名はコロナ渦前に収集したデータを用いて執筆しました（表 1 の①、②）。残りの 1 名は、コロナ渦に実験心理学的手法により収集したデータを用いて執筆しました（表 1 の③）。テーマは身体運動学習であり、大学生を対象とした実験研究と、発達障害児を対象とした事例研究でした。2021 年度は 5 名でした。うち 2 名は子どもを対象とした質問紙調査でしたが、一つは郵送による質問紙調査であり（表 1 の⑧）、もう一つは対面による質問紙調査でした（表 1 の⑦）。残りの 3 名のうち 2 名は、大学生や子どもを対象とした実験研究でした（表 1 の⑤、⑥）。最後の 1 名は、子どもを対象とした事例研究でした（表 1 の④）。

なお、私は学部生の指導を担当していないため、卒論指導学生はいませんでした。対面によるデータ収集を行う際には、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保、換気、アルコール消毒、体温測定などの感染症対策に万全を期しました。

表 1 2020～2021 年度に実施した池田研究室の修論題目一覧

題目	研究手法
①知的障害者における知的機能・適応行動と抑制との関連	実験
②知的障害生徒における理科学習とワーキングメモリの関連	実験
③発達障害児に対する OPTIMAL 理論に基づいた運動学習支援	実験・事例
④知的障害児の抑制を高める認知トレーニング	事例
⑤通常学級に在籍する児童における算数学習と数概念の関連	実験
⑥ADHD 様症状を示す児童の順向性・反応性制御	実験
⑦ADHD 様症状を示す児童の情動調整方略と行動・情緒問題との関連	質問紙
⑧知的障害生徒におけるインターネット依存に対する対人的疎外感の影響	質問紙

コロナ渦における実験研究の課題

コロナ渦で子どもを対象とした実験研究を実施する上で最大の障壁と感じられたのは、学校側の感染リスクへの警戒心でした。一定規模の実験研究の場合は、多数の部外者が定期的に入出入りすることになるため、感染リスクが高くなることに加え、保護者への説明が難しくなります。そのため、学校をフィールドとした実験研究については断念せざるを得ないことも少なくありませんでした。

一方で、学校をフィールドとした事例研究については比較的実施しやすかったと思います。授業自体は再開していることから、指導の形態をとる事例研究については保護者への説明をしやすいため、学校側としても受け入れやすいという印象でした。学校に部外者が出入りをしていることについて、保護者から問い合わせがあったときに、事例研究であれば教育指導の一環だと説明がしやすいのに対して、実験研究の場合はそうではないようです。実験研究は、学校においては教育に資さない異質なものとして捉えられている傾向があることが窺えました。

コロナ渦において研究に協力して頂いた保護者や学校も見られました。背景には、研究自体が子どもにとって意義があるという認識があったのでしょうか。保護者においては、子どものためになるのであれば協力するという理由が大きかったように思います。一方で、協力を見送る場合は、子どもの得意不得意などの個人情報研究実施者にも知られたくないという理由が小さくなかったように思います。もち

ろん、他にも理由はあったと思います。

学校においては、研究自体が子どもにとって意義があるという認識がさほどあるようには感じられませんでした。研究に対して小難しいというイメージを持たれている先生や、そもそも研究の内容にはあまり関心がないと考えている先生が少なくなかったように思います。また、実験研究に協力をするとなると、教職員への説明、保護者との承諾書のやりとり、研究スケジュールの手配など、多くの作業が必要となるため、負担がとても大きいと考えている先生も多かったように思います。管理職の先生が大学の研究は地域の発展にとって重要だと認識している場合に、協力が得られやすかったと感じています。

研究協力を得られやすくする工夫も行いました。学校への工夫として、研究協力の交換条件として研究を実施する大学院生が学校ボランティアに入りました。学校では、とにかくマンパワーが足りないので、特に特別支援教育の分野で学級の支援に入ってもらえるのであれば助かると考えている先生が少なくなかったと感じています。また、研究内容に興味を示す管理職の先生も少なくなく、調査結果から考えられる支援のポイントをフィードバックしてもらえなら引き受けていただくこともありました。

保護者への工夫として、大学院生が普段から学校や学級の支援に入っていることを伝えたり、調査結果を学校へ伝え、指導に活かしてもらうことを伝えたりしました。また、必要な場合は、個別の調査結果と考えられる支援方法を伝えることもありました。学校や保護者にとってのベネフィットがしっかりと伝わると協力が得られやすかったと感じています。

コロナ渦における実験研究の意義

実験研究それ自体の意義として、理論に触れることができることが挙げられます。実験研究に取り組んだ大学院生の言葉から、同じ課題・手続きで異なる年齢の子どもを比較したり、障害のある子どもと定型発達の子どもの比較したりすることを通して、発達的な変化や障害特性が理解しやすいことも窺えます。また、要因を整理する考え方が身につくので、結果の背景を一義的に考えずに、多くの可能性を考慮することができるようになることも考えられます。

指導の結果、子どもがうまく活動に取り組めたり、スキルを身に付けたりしたときに、要因として考えられることとしてどのような可能性があるのか、それをさらに解明するためにどのような指導の工夫を行ってみると良いのかが分かるようになると期待されます。

教員養成系大学の大学院は、概ね教職大学院に移行し、修士論文の研究ではなく、学校における実習が学修の中心になってきています。もちろん学校における実習も多くの重要な役割があると考えていますが、要因を整理する考えなしには高度な実践力を身に付けることは難しいとも考えています。これは考えすぎかもしれませんが、学校における実習がこれからますます浸透して行くにつれて、学校という現場で行うべき研究は、実験研究ではなく事例研究や実践研究であるという考えが広まってしまう可能性はないと言い切れないように思います。

もしそうなってしまった場合に、コロナ渦における実験研究への回避傾向とも相まって、大学生や大学院生、そして大学教員が実験研究を通して理論に触れたり、理論を深めたりする機会が失われやすくなってしまうことが予想されます。大学に期待されているのは特別支援教育の理論を提供することだと考えていますので、それを維持できるように今後はさらなる工夫が求められることになるのだろうと考えています。

コロナ渦における実験研究の意義として、障害者のアドボカシーも考えられます。コロナ渦において、

障害者は不利益を受けやすい存在であることが指摘されています。Mauldin ら (2020) は、障害者は入所施設やグループホーム、病院などで集団生活をしている割合が高いため感染リスクが高くなりやすいこと、医療逼迫に伴うトリアージにおいて障害者は優先順位を下げられやすいこと、教育や労働の分野において障害者が必要とするサービスへのアクセスが制限されやすいことなどを指摘しています。

また、コロナ渦においては、障害者のセルフ・アドボカシーが制約されていることも指摘しています。実験研究だけではないのかもしれませんが、障害者を対象とした研究を止めないこともまた、障害者のアドボカシーに資するのではないかと考えられます。

引用文献

Mauldin, L., Grossman, B., Wong, A., Miles, A., Barnartt, S., Brooks, J., Frederick, A., & Volion, A. (2020) Disability as an axis of inequality: A pandemic illustration. *ASA Footnotes*, 48(3), 20.

5. 2021 年度学会文献賞受賞者コメント

① 猪狩恵美子氏(九州産業大学) 病気の子どもと特別な教育的ニーズ

この度、新設された「2021 年度日本特別ニーズ教育学会文献賞」をいただき、大変光栄に感じますとともに、本学会で病気の子どもの抱える困難・ニーズをしっかりと受け止めていただけてきたことに深く感謝しております。

90 年代初め、入院中の教育保障を願い、「院内学級をつくってほしい」と訴える保護者のもうひとつの願いは「二重学籍を認めてほしい」でした。制度上「二重学籍」はありえないという見解が示されていましたが、養護学校教員として勤務し訪問学級で入院中の教育に携わっている中では、「二重学籍を」という願いには病気の子どもの教育ニーズを問う重要なカギがあると感じていました。障害児教育の範囲だけではとらえられないことを痛感していたからです。そして、そのとき出会ったのが特別な教育的ニーズという視点と、本学会でした。先行研究もない中で高橋智先生はじめ本学会の先生方に貴重なご助言をいただきながら調査に取り組みました。なかなか改善が進まない状況があり、だいぶ遅れて刊行したのが本書でした。

入院中の子どもの復学支援などをめぐる課題の共有は広がってきたと思う反面、さまざまな困難が放置され深刻化している今日の学校教育全体の改善ぬきに、「どこにいても安心して学び、人生の主人公として育つ」病弱教育の実現はないと感じています。そうした点で、各論の取り組みだけではなく、通常教育改革の視野を含めた理論的・実践的検討が求められており、本学会の研究活動の深まりに期待しております。

② 武井哲郎氏(立命館大学)

日本特別ニーズ教育学会文献賞をいただき、大変に嬉しく思います。記念すべき第一回の受賞ということで、身に余る光栄でございます。選考の労をおとりいただいた方々に、心より感謝申し上げます。

また、文献賞は『SNE ジャーナル』において「書評」として掲載された図書が選考対象になると聞いております。拙著の書評を掲載いただいたジャーナル編集委員会のみなさま、書評をご執筆いただいた村山拓先生(東京学芸大学)に厚く御礼申し上げます。

さて本書は、授業に継続して携わるボランティアの存在が学びの場に及ぼす影響を功罪両面から明らかにすることを主たる目的とし、教室での学習や生活から排除されがちな子どもを包摂するのに「開かれた学校」を推し進めていくことが有効なのかを検証するものです。

私は大学院生の時、教育制度・教育行政を専門とする研究室に在籍し、もともとは学校—家庭・地域の関係性に関心を持っていました。2000年代以降、保護者・地域住民による学校への参加を促す制度・政策が矢継ぎ早に打ち出され、教員とは異なる立場から教育活動にかかわる人が登場していました。私は、(ほぼ)無償のボランティアとして授業に参加する人々に着目し、活動を共にしながらフィールドワークを行っていました。そこで出会ったのが、障害がある、厳しい家庭環境を抱えている、外国につながりがあるなど、特別な教育的ニーズを抱える子どもたちです。現在では「特別支援教育支援員」のような有償で雇用されるスタッフが当たり前のよう存在しますが、当時私がフィールドとして入っていた学校では、学力面の課題を抱えていたり学校への不適応を起こしていたりする子への対応にボランティアの力が活用されていました。

ボランティアを「安価な労働力」として使うことの問題性については別に議論しなければなりませんが、フィールドで活動を共にした方々が特別な教育的ニーズを抱える子たちにどうにか寄り添おうと悩み苦しみながら教室に入っていたことは確かです。もし学校教育のなかで不利益を被っている子がいるのなら、その状況を変革するための手段として保護者・地域住民の参加を捉え直すことはできないか、という問題意識が本書の出発点でした。

とはいえ、この問題意識を論文にまとめる作業が簡単ではありませんでした。そのなかで、当時神戸大学にお勤めだった渡部昭男先生に本学会をご紹介いただいたことが、大きな転機となりました。特別な教育的ニーズを抱える子たちの包摂につながる教育制度・教育行政の在り方を考えるうえで、本学会に出会えたことはとても幸運だったと言えます。

本書第3章および第5章のもととなる論文は、『SNE ジャーナル』第20巻(2014年)に掲載いただいたもので、査読のプロセスでも大変に勉強となるコメントを頂戴した記憶がございます。入会のきっかけをくださった渡部先生はもちろん、入会後に研究面でご指導をくださったみなさまには、感謝の気持ちしかございません。

なお、村山先生にご執筆いただいた書評の中でも言及がありますように、本書の出版と時を同じくして「チームとしての学校」というスローガンが頻繁に聞かれるようになりました。そこでは、教員とは異なる専門的な資格を有したスタッフ(スクールソーシャルワーカーなど)との連携の重要性が指摘されていましたが、現実には、専門家ばかりでない多職種のチームをどのように機能させていくかという課題もあるように思います。なぜならば、教員免許状を所持していなかったり教職経験を有していなかったりする、いわば「非専門家」のスタッフを、たとえば「特別支援教育支援員」として雇用するようなケースが散見されるからです。「非専門家」のスタッフとどのように連携していけばよいのか、「非専門家」のスタッフがいるからこそ可能になる支援とはいかなるものなのか、本書が「開かれた学校」のみならず「チームとしての学校」の在り方を考えるためのヒントになるのであれば、私としては望外の喜びです。

最後になりましたが、本学会における研究の充実と発展に微力ながら尽くすことをお誓い申し上げ、コメントに代えさせていただきます。改めまして、このたびはありがとうございました。

③ 阪本美江氏(大阪芸術大学短期大学部) 2021年度日本特別ニーズ教育学会文献賞を受賞して

この度は、「2021年度日本特別ニーズ教育学会文献賞」を賜りまして、誠にありがとうございます。しかも、第1回「文献賞」とのこと、身に余る光栄と感激しております。学会並びに選考委員会の諸先生方、関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

本著『「劣等児」特別学級の思想と実践』(2016)では、戦前期の奈良県に着目し、「特別学級」並びに当該学級入級児童の特徴を明らかにしつつ、奈良県特有の特徴を明らかにすることを目指しました。その結果奈良県では、狭い地域の中で、当時「新教育」の実践で全国的に高名であった奈良女子高等師範学校附属小学校と公

立小中学校が積極的に交流を重ねることで、(県下の公立小は)「新教育」並びに「特別学級」の理論を構築し、「劣等児」「低能児」の「救済」に尽力していた形跡が確認できました。

本著は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程社会生活環境学専攻における学位論文をベースとしたものですが、2016年刊行からの数年間、奈良県のみならず、京都府、滋賀県等と何度も足を運び、史資料収集と調査・研究を重ねることで新たな発見があったことから、加筆・修正を施し、2021年に『「劣等児」「特別学級」の思想と実践』(改訂版)も刊行しております。

私が戦前期の「特別学級」に強く関心を持ったのは、私自身が眼科の国家資格である視能訓練士として、医療の現場で多くの障害を有する子ども(人)のケアに携わっている、というもう一つの顔があるからです。とくに発達障害と視機能との関係が指摘される中、発達に障害を有する子どもが数多く眼科を受診します。そのような子どもたちと関わっていく内に、特別な教育的ニーズのある子どもたちの教育を、歴史的に考察してみたいと考えるようになりました。

本著における調査・研究の結果、県下の「特別学級」では、教育内容の低減(下学年の内容による指導)、子どもたちの将来の生活を顧慮した「日常生活(実際生活)」に即した教育や「作業教育」、卒業後の自立を目指した「職業教育」、さらに、各教科等を合わせた指導等もおこなっていたことが明らかとなりました。以上のような実践は、現代の特別支援教育の教育課程を彷彿とさせるものであり、戦前の「特別学級」の実践は、現代にも多くの示唆を与えることを再確認させられました。

さいごに改めまして、今回受賞致しました第1回「文献賞」は、私にとって大変身に余る栄誉であり、身の引き締まる思いでございます。今回の受賞を励みとして、より一層研鑽を重ね、特別ニーズ教育研究の発展に寄与できるよう精進致します。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

④ 新井英靖氏(茨城大学)

このたびは、日本特別ニーズ教育学会の第1回文献賞といった名誉ある賞をいただくことができ、とても光栄に思っています。受賞させていただいた書籍は、私が博士論文を執筆した後、新しく着手した研究の一つの成果として刊行したものですので、私にとっても、この研究業績を評価していただけることは、とても嬉しく感じています。

この本は、これまでの実践研究ではあまり取り組まれてこなかった新しい試みを書籍にしたものです。

たとえば、その一つとして、学校現場でみられる具体的な子どもの学習の様子を記述し、そこからインクルーシブ授業の輪郭を浮き出させようとした点です。これまで、特別支援教育の実践研究は、心理学的な知見にもとづくものが多かったので、ターゲットとなる認知・行動が生じたかどうかを明らかにするものが多かったと考えます(そして、その傾向は今でも同様であると考えています)。しかし、実際の子どもの学びはこうした「普遍的なもの」ではなく、もっと感情的な側面から生じている偶然性や集団での学びの高まりなどが関係していると考えました。そこで、こうした子どもの学びの側面を参観した授業から受け取り、その授業過程をエピソードにして描き出し、インクルーシブ授業の方法を考察しようと考えました。

また、学習に困難のある子どもたちの障害特性に応じた支援方法を検討するのではなく、あくまでも教科学習のなかに学習困難児の学びがどのように位置づけられるのかを検討したいと考え、執筆したものでもあります。もちろん、本書の中にも自閉症児などの障害特性に応じた配慮や支援の方法は多く記述されていますが、それがあればインクルーシブ授業が成立すると考えるのではなく、あくまでもそうした配慮や支援のなかで、他の子どもとどのように共同的に学ぶ授業が展開できるのかという点を記述しようと試みたところに本書の特徴があると考えています。

本書では、小学校における国語や算数の授業事例を中心に取り上げたので、中学校や高等学校、あるいは幼稚園といったさまざまな教育現場におけるインクルーシブ教育を検討できているわけではありません。また、本書はこれまで通常の学校における授業づくりの研究を進めてきた「学びの共同体」などとの共通性を多く指摘していますが、それでは本書は学びの共同体とどこが異なり、本書のオリジナリティがどこにあるのか、という点について十分な論考ができていないということも本学会の書評において指摘を受けたところです。

このように、本書は多くの課題を残しながら刊行したものであることは認めなければなりませんが、それでも、特別支援教育やインクルーシブ教育の実践研究の「新しいかたち」の一つとして位置づけられるのではないかと考えています。そのなかでも、インクルーシブ授業は決して「受容」や「共感」などといったものから成立するものではなく、子どもの学びの過程をとらえた教師の即興的な指導性が発揮されているということが研究知見として明らかになったのではないかと考えています。

本書は刊行されてからすでに5年が経っています。私の実践研究も、本書の刊行のあと、さらに進められています。そのため、本書はあくまでも私の実践研究のスタート地点にある業績だと考えていて、実践研究としては不十分な内容であると感じています。今後も、本書で記述することができなかった子どもの学びの様子やインクルーシブ授業の展開過程を丹念に研究していきたいと考えています。

⑤ 窪島務氏(名誉会員・滋賀大学名誉教授)「日本特別ニーズ教育学会文献賞」を受賞して

2021年度SNE学会大会を前に「日本特別ニーズ教育学会文献賞」の候補に挙がっているが受賞を承諾するかという問い合わせが研究委員会高橋委員長からあり、そういう賞があったかと考えていると、学会として研究活動を盛り上げるためこれまでの若手研究者育成の研究奨励賞とともに新たに「文献賞」を創設したというお話でした。そういう経過だということをお聞きしたので、拙著の『発達障害の教育学』の出来栄はともかくとして、理事会、研究委員会の努力に敬意を表してお受けすることにしました。このたびは、本当にありがとうございました。

拙著は、一つに、読み書き障害に関する内外の研究動向を拾い集めて、最新の研究情報を提供することを目的としています。我が国の学習障害研究は、米国の学習障害概念に邪魔されて、単純に諸外国の読み書き障害研究の成果をそのまま受け入れようとしない傾向が今なお深く沈殿しています。大学院レベルのテキスト的意味合いも含めてかなり詳細に論述しました。

二つには、米国一辺倒の研究動向に対して、米国のRTIのポリティクスを批判的に論じました。いまでも、我が国では、米国のRTIの外見的特徴である多段階指導という指導法にのみ着目した論評がほとんどですが、その問題点と同時に、研究者の研究姿勢の問題としても、問題の大局を見誤らないようにすべきことを指摘しました。

三つに、これが拙著の本題ですが、発達障害研究の教育学的理解の重要性を、理論と実践の両面から論じました。発達障害研究においても、学力問題においても、教育に関する問題の究明にあたって、教育学を独立した科学研究の一分野として確固としたものにすることを、発達障害をつうじて論及してみました。

現代の世の中で、教育学はあってもなくても良いような扱いを受けています。また、そのことを正面から受け止めて教育学研究に取り組む姿勢が教育学系の学会にも希薄になっているようにみえることがずいぶん前から気になっています。研究が、論文を学会誌に掲載することが目的になっており、研究はそのための手段に成り下がっているとさえいえます。もちろん、学会誌は重要です。学校の問題では、競争的学力の問題点を指摘しながら、研究は政策的競争に巻き込まれてしまっている、というようなことがないように注意が必要です。

また最近、社会学者の若い畏友がいみじくも語っていたことですが、教育研究者が“社会学を使うのはいいけれども、都合のいいように社会学を利用するのはやめてほしい”、というようなこともその一面ではないかと考えました。

80年代の拙著『学校教育と人格発達—教育の危機か教育学の危機か』で、当時の教育学が社会学と臨床心理学に股裂きにされていると指摘したことがあります。教育問題を教育科学の責任として追求するのではなく、最後は、ケア論や社会学など他の学問に逃げてしまうような論述のやり方が今日でもまだ多く見られます。戦後の民主的教育学、国民教育学、人権としての教育学など、一拙著はこれらを乱暴にも、障害児、学力不振児、境界線児などの少数者を切り捨てたところに成り立つ「多数者教育学」だと批判していますが、しかし、一方でこれら優れた一般教育学の成果に学ぶことなくして、今日の教育問題の理論的解決はありえません。

教育と教育学の危機がいよいよ本格化している今日、教育学の諸概念を発展させることによってこそ教育科学の新たな構築を展望できるのではないかと考えています。障害児教育の分野で言えば、「障害児の教育権」論を再学習することに若い研究者にはぜひとも取り組んでほしいと思います。私は、「障害児の教育権」論を、障害児学級と障害児学校の教育権論であり、特別の教育的ニーズがあるすべての者の教育権論にはなっていないと批判したことがあります。一面では「障害児の教育権」論を抜きにしてすべての子どもの教育権論が成り立たないのも論理的・社会的事実です。先人の真摯な学力的努力を受け継ぎ、今日の教育問題を理論的に解き明かす教育学の確立に学会として取り組んでいく必要があるということを、今回の受賞を機に改めて感じたところです。

「一般教育学」が普遍的教育学ではなく、6割から7割程度の平均的な子どもたちを仮想した単なる「多数者教育学」に過ぎないと拙著で批判しましたが、その端的で今日的な課題の一つが、「忘れられた世代」（多数者教育学によってネグレクトされ続けている青年たち）であり、可能な限りこれに取り組んでいきたいと思っています。「忘れられた世代」（The Forgotten Generation）は、1999年の米国大統領委員会（PCMR）の報告書のタイトルですが、端的には、いわゆる slow learners、「境界線児」（ボーダーライン）の問題で、1970年代に知的発達遅滞のカテゴリーから排除された概念ですが、概念の否定とともにそのニーズの存在までも否定されてしまったという経過があります。それは教育的ニーズの否定にとどまらず全生活領域におけるニーズの否定となって30年後に露呈したということです。

ネグレクトしたのは、障害児教育学も同様であり、それは特別の教育的ニーズ（SEN）の概念の抽象性、その具体的ニーズ論の欠如にも関係しています。学会としての共同研究の課題にならないかな、とひそかに妄想しているところです。今後の学会の一層の発展に期待しております。

⑥ 田部絢子氏（金沢大学） 日本特別ニーズ教育学会文献賞受賞と今後の研究展望

この度は田部絢子・高橋智『発達障害等の子どもの食の困難と発達支援』に対して2021年度日本特別ニーズ教育学会文献賞を授与していただき、誠にありがとうございます。大変光栄に思うと同時に、身の引き締まる思いです。研究計画から調査・刊行に至るまでご協力・ご執筆をいただいた共著者の高橋智先生、ご支援をいただいた高橋研究室の皆様、調査にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。また、『SNE ジャーナル』第25巻（2019年）において本書の書評をご執筆くださいました別府悦子先生（中部学院大学教育学部教授）に心より感謝申し上げます。

本書のテーマである発達障害等の子ども・保護者の食に関する困難・苦悩と支援ニーズは、教育現場や医療機関における発達相談等の場面でもうかがうことが多く、それに比して発達障害等の子どもの食の困難の実態解明と発達支援に関する研究が乏しいことが、本研究に取り組む大きな原動力となりました。

「食べる」という行為は、自己の体内に「食物＝異物」を直接的に受け入れることであり、本来、不安・緊張等を伴いやすい営みです。加えて新奇恐怖性、感覚過敏等を有する発達障害等の子どもには、まさに不安・緊張・恐怖・ストレス等を強める行為となりやすく、それゆえに限定された食嗜好や極度の拒絶などの偏食として表れてい

ると考えられます。「食べる」という心身全体の複雑な「協調」を伴う行為をスムーズに行うためには、基本に「安心・安全・信頼」が不可欠であり、丁寧な関係性の構築と改善に向けた対応や支援を行うことが大切です。

このような子どもの食の困難は、保護者の子育てにおける不安やストレスの要因にもなっています。本書の保護者調査においても、相談・支援機関に繋がることができず、食の困難に対して親子とも長く苦しむ事態が明らかとなり、児童発達支援センターや特別支援学校等における相談・支援も十分ではありませんでした。

文部科学省(2019)は、「食に関する指導の手引き(第二次改訂版)」において、食に関する個別的な相談指導の対象を拡大しました。「一般的に感覚や認識の問題は理解されにくく、不適切な指導によりさらに強い不安やこだわりを生じてしまう場合もあるため注意が必要」と指摘し、本人の「不安」を改善する指導や栄養教諭が中心となって担任・養護教諭等と連携しながら学校全体、他職種連携で取り組むよう求めています。

歯科・口腔リハビリテーション領域では2018年4月から摂食機能障害の原因疾患がないにも拘らず、食べる機能、話す機能、その他の機能が十分に発達していないか正常に機能獲得ができていない「口腔機能発達不全症」が新規に保険収載され、歯科医・専門職種との連携や保護者の育児負担への支援も重視されています。

こうした動向とともに、私自身も保健所・児童発達支援センター・教育委員会・学校・保育所・口腔リハビリテーションクリニック等において子どもや保護者、保育士・教職員・行政のお話をうかがう機会が増え、保護者とくに母親の孤立の予防と早期支援の重要性を改めて痛感しています。

本書でも示したように、「本人・家庭の問題」「親の躰の範疇」等という考え方を超えて、栄養・保健・医療と学校教育・福祉が連携・協働して早期から介入し、子どもと家庭をエンパワメントしながら発達支援していく「子ども・家族包括型の発達支援システム」の構築が不可欠と考えるようになり、現在も子ども・保護者や児童発達支援センターへの調査研究を展開しています。

とくに保護者が食の困難に伴う育児困難・ストレスを一人で抱え込まないように子育ての早期の段階から支援していくためには、子どもの食の困難に関わる多分野の専門家が協働していく相談・支援ネットワークの検討が緊要の課題であり、子ども・当事者が求める食に関する支援ニーズに基づいた発達支援を組織・構築するための研究を続けていきたいと思っています。

本書は当事者の皆様の声をひとつひとつ集積してまとめたものであり、調査・研究にご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。いただいた賞を励みにより一層精進し、特別ニーズ教育学のなかで私のできることを模索していく所存です。

なお、最後になりましたが、本書の出版にご尽力いただいた風間書房社長の風間敬子氏、および編集部の斉藤宗親氏に心より感謝を申し上げます。

⑦ 高橋智氏(日本大学文理学部教育学科) 子どもの「食の困難」と支援ニーズの当事者調査研究

私の研究室ではこれまで約20年間、障害・疾病、災害・コロナ禍や不登校・不適応・被虐待・非行等の各種の「育ちと発達の困難」を有する子どもの当事者調査研究に取り組んできた。面接法調査・質問紙法調査を通して、これまでに国内外において6000人以上の子ども・若者を中心とする当事者の声を聴いてきた。

例えば、発達障害等の発達上の課題を有する子どもが直面する「育ちと発達の困難」に絞っても、「自己理解、学校不適応、感覚過敏・低反応、身体症状(身体の不調・不具合)、身体の不器用、体育・スポーツの困難、皮膚感覚、食の困難、睡眠・生活リズムの困難、被虐待・養護問題、触法・非行」等の諸問題について当事者のニーズ調査を行い、当事者が抱える「育ちと発達の困難」の実態や求めている理解・支援について検討してきた。

これらの当事者調査研究に取り組んできたのは、調査の過程において「子どもの声を傾聴し、読み解きながら

支援のあり方を検討する」「本人のことは当事者本人に聞くのが、一番の理解と支援」ということを実感したからである。

また、児童発達支援センター・少年院・N 歯科大学病院口腔リハビリテーション摂食外来等における日々の発達相談臨床や小・中学校の巡回相談において、当事者のニーズと周囲の理解・支援のミスマッチやパターンリズムをなくしていくためには、周囲から気づかれにくい困難や支援ニーズを当事者の声から丁寧に傾聴し、その中から具体的な発達支援のあり方を当事者とともに究明していくことが肝要であり、またそのことが当事者を大きくエンパワメントし、当事者の回復や発達につながる発達支援になると経験したからである。

文献賞受賞となった田部絢子・高橋智『発達障害等の子どもの食の困難と発達支援』風間書房は、これらの当事者調査研究の一環として 2011 年から現在まで 10 年間以上取り組んでいることの中間報告である。筆者らの日々の発達相談臨床・学校巡回相談においても、食に関する親子の困難・苦悩は多く、それに比して発達障害等の子どもの食の困難の実態解明と発達支援に関する研究が乏しいことが、本研究に取り組む大きな原動力となっている。

さて、食べることを楽しみにできることは暮らしや人生を豊かにする。人の一生を 90 年、1 日の食事回数を 3 回と仮定した場合、私たちは生涯で 98,550 回の食事をすることになる。そのうち、義務教育の学校給食だけでも約 1,600 回と試算できる。その約 10 万回もの食事において、「わがまま」「自分勝手」「躾が悪い」と思われている当事者・保護者は、その多くが実は本書で明らかになったような食の困難を抱え、支援を求めていると想定するならば、そのあまりの落差・無理解に大きな衝撃を受けるのは筆者たちだけであろうか。

子どもの食の困難には「摂食障害」も稀ではないので、本書に係わる調査研究をまとめながら、2018 年 3 月、スウェーデンの「ストックホルム県立摂食障害センター (SCÄ:Stockholms centrum för ätstörningar)」の児童・青少年診療部門を調査訪問し、医師・カウンセラー・院内学校教師・子ども本人等へのインタビューを行った。

この摂食障害センターの特徴は、①治療のなかに学校教育が組み込まれていること、②患者である「子ども」だけでなく、「家族」も当事者として一緒に治療に参加する家族包括型の支援を重視した治療を通して発達支援を行っていることである。

スウェーデンにおける摂食障害の子どもと家族への発達支援に関する訪問調査から、摂食障害を子ども本人の問題に帰することなく、家族をエンパワメントし、家族が摂食障害の子どもの力になれることを第三者が伝えて支えることが、摂食障害の治療や発達支援の核となることが明らかになった（高橋ほか：2018、田部ほか：2020）。

摂食障害センターのスタッフたちは「ここに親子が一緒に来たら絶対によくなる」という信念をもって治療・発達支援にあたるとともに、摂食障害の治療・発達支援は時間がかかるので、「いつでもここに帰ってきていいよ」と伝え続ける。親が、行きつ戻りつする「子ども」を受け入れながら向き合っていけるように対応し、再来院の時には成人になっていたとしても支援を継続する体制が整っている。

また、治療終了後に親がうまく対応できていない場合には、親子ともに支援することが可能である。例えば、親自身に精神疾患や依存症などの支援ニーズがある場合、親子の入院期間を延長して、一層丁寧な治療・支援を行ったり、経済的支援などの福祉サービスとの連携、後見人や行政関係者を含めた子どものニーズに関する話し合いなど、家族の状況に応じて入院中や退院後の生活や家族の関係性を見通した支援を調整していく。

このようにスウェーデンにおいては、家族も含めて治療・発達支援をしていくことが、摂食障害の子どもの予後を良好にしていくと考えられている。家族をエンパワメントしつつ、摂食障害の子どもや家族を孤立させず、学校教育も含めて通院・入院中も途切れることのない「子どもの日常」を保障することの重要性を確認できた。

それに比して日本では、食への対応は「家庭の問題」「親の躰の範疇」等と受け取りがちで、子どもの食の困難に対する発達支援機関はきわめて脆弱であり、ましてスウェーデンの摂食障害センターのような公的専門機関は皆無である。保護者とくに母親の孤立の予防と早期支援の重要性を改めて痛感している。それゆえに栄養・保健・医療と学校教育・福祉が連携・協働して早期から介入し、子どもと家庭をエンパワメントしながら発達支援していくシステムの開発が不可欠な課題である。当面はこの課題に注力していきたいと考えている。

なお、本書の出版にご尽力いただいた風間書房社長の風間敬子氏、および編集部の斉藤宗親氏に心より感謝を申し上げる。

田部絢子・高橋智(2020)スウェーデンにおける摂食障害と「子ども・家族包括型発達支援」の課題—摂食障害センターおよび摂食障害当事者組織の訪問調査から—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系』第71集、pp. 161-175。

高橋智・田部絢子・石川衣紀(2018)スウェーデンにおける摂食障害と発達支援—北欧における子ども・若者の特別ケアの動向⑨—、『内外教育』第6679号、pp. 14-18、時事通信社。

⑧ 水野和代氏(日本福祉大学スポーツ科学部) インクルーシブ教育との出会いと原点—2021年度日本特別ニーズ教育学会文献賞受賞に寄せて—

この度、拙著『イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開』(風間書房)が、2021年度日本特別ニーズ教育学会文献賞を賜り、大変光栄に思います。研究期間から受賞に至るまで、ご指導、ご支援を賜り、支えてくださったすべての皆様に心より感謝申し上げます。

本書は、博士論文をもとに、独立行政法人日本学術振興会 2018 年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(研究成果公開促進費)の助成を受け、2019年に公刊したものです。

先駆的なイギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開を分析・考察することで、より多角的な視点からその在り方を明らかにし、日本への示唆を導き出すことを試みました。

本書では、教育法・制度・政策の歴史研究に基づき、以下の研究課題を明らかにしています。

第一に、ノーマリゼーション原理にまで遡り、いかなる歴史的展開の中でインクルーシブ教育の理論が構築され、世界の障害児教育政策の潮流となったのかを明らかにしました。

第二に、イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開を障害児教育の成立期からインクルーシブ教育政策に至るまで、社会情勢を踏まえながら、教育法の変遷を中心に分析・考察しました。また、イギリスにおけるインクルーシブ教育政策の歴史的展開・教育実践の成果や課題、課題克服の経緯から示唆を導き出し、今後、日本においてどのようにインクルーシブ教育を実現させていくのか、何が必要であるのか、その方向性と在り方を明らかにしました。

第三に、イギリス現地小学校において調査を実施し、どのようにインクルーシブ教育政策が実践に反映され、教員や親はその成果と課題をどのように捉えているのかを明らかにしました。

紙幅の関係上、詳述はできませんが、インクルーシブ教育政策の歴史的展開から導き出された日本への示唆は、【1】医学的な障害カテゴリーから、「特別な教育的ニーズ」概念への漸進的な移行、【2】人と人との協同を重視した政策の策定、【3】制度・政策においてトライ&エラーを繰り返しながら、インクルーシブ教育政策を推進していく姿勢、【4】子どもとその家族を支える政策の必要性、【5】横の連携と支援の連続性の強化、【6】学校全体で子どもを支える通常学校教育の改革という視点、【7】教育水準の達成と包摂を両立する取組みの必要性、です。

加えて、インクルーシブ教育実践に関して、導き出された日本への示唆は、《1》通常学校教育の改革という視点の下、学校全体において受容・理解・共感の文化を醸成する必要性、《2》子どもを全体として捉え、必要に応じ

て各々に教育的支援を提供していく考え方の重要性、《3》近隣の学校との連携体制の構築、《4》財源確保と既存の資源を有効的に使う試み、《5》専門性が高く、力量のある SENCO や教員の養成、《6》他機関と協同して動ける人材の育成、《7》実践者や利用者の視点に立ったサービスの制度設計の必要性、《8》連続性のある多様な学びの場の保障、《9》教育的支援の質の保障と地域格差解消の必要性、です。

今後、日本において、どのようにインクルーシブ教育を構築・推進していくのかを検討する上で、これらの示唆が一助になれば幸いです。

このように、私がインクルーシブ教育を研究の軸としてきたのは、障害のある子どもを授かったことに原点があります。研究は、私にとって一筋の光でした。当事者家族として問題意識を感じる中で、研究を通し、知りたかったことが明らかになった瞬間、一筋の光が射すようでした。イギリスのインクルーシブ教育の原点である「ウォーノック報告」や「サラマンカ声明」に出会い、私は研究にのめり込みました。研究がどんな時も私の支えになっていることは大学院時代も大学教員となった今も変わりません。

また、恩師との出会いも私の人生に多大なる影響を与えています。名古屋市立大学大学院教授であった故滝村雅人先生は、研究の指導だけではなく、常に私の子どものことも気に掛けてくださり、厳しくも温かいご指導で導いてくださいました。今回の受賞をご報告できたら、どんなに喜んでくださっただろうかと思います。

滝村先生が急逝された後に、指導教官となって支えてくださった名古屋市立大学大学院教授の伊藤恭彦先生、副指導教官の安藤究先生にもご指導とともに研究者としての姿勢を教えていただきました。また、その時に、かけがえのない出会いがあり、愛知みずほ短期大学特任教授・愛知県立大学名誉教授の田中良三先生が副指導教官として、ご指導くださるとともに、常に変わらぬ姿勢で励ましてくださいました。今も近くでご相談させていただき、頑張ろうというエネルギーをいつもくださる尊敬する先生です。

また、本書の刊行に際しては、株式会社風間書房の風間敬子氏、編集部の大高庸平氏に大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

最後に、大学教員として、日々の業務に追われる中、私を支えてくれているのはやはり研究です。当事者家族の研究者としての視点と矜持を忘れずにこれからも歩いていきたいと思います。受賞への感謝の思いとともに、研究生活の中で一度も揺らぐことなく追求してきた、すべての人々を教育・社会に包摂するインクルーシブ教育およびインクルーシブな社会の創造と実現を、今後も研究の軸として真摯に追求していく所存です。

日本特別ニーズ教育学会役員の先生方、選考委員の先生方に厚く御礼申し上げますとともに、本学会の益々のご発展を祈念いたします。

⑨ 柴田真緒氏(埼玉県立所沢特別支援学校) 2021 年度日本特別ニーズ教育学会文献賞受賞と今後の研究展望

この度は柴田真緒・高橋智『発達障害当事者の睡眠困難と発達支援の研究』風間書房に対して「2021 年度日本特別ニーズ教育学会文献賞」を賜り、誠にありがとうございます。研究期間から刊行に至るまで、ご指導・ご執筆をいただいた共著者の高橋智先生、ご支援をいただいた高橋研究室の皆様、調査にご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

東京学芸大学総合教育科学系特別支援科学講座(～2020 年 3 月)、日本大学文理学部教育学科(2020 年 4 月～)の高橋智研究室では 20 年以上にわたり、「本人のことは当事者本人に聴くのが、一番の理解と支援である」という考えのもとに、多様な「育ちと発達の困難」を有する子ども・若者の当事者調査研究に取り組んできました。本書『発達障害当事者の睡眠困難と発達支援の研究』は、高橋研究室におけるこうした当事者調査研究

の一環として、2014年から足掛け7年取り組んできた研究成果をまとめたものになります。

近年、各種の不適応（不安・抑うつ・ゲーム等依存・摂食困難・自傷・不登校・引きこもり等の不適応等）とも関係の深い子どもの生活リズムの乱れや心身の不調が大きな問題となっていますが、こうした生活リズムの乱れや心身の不調の背景のひとつに、睡眠不足や睡眠リズムの乱れといった睡眠の問題があります（三池：2014）。

日本の子どもの睡眠時間は国際的に比較して顕著に短い傾向にあり、2010年に報告された世界17の地域で0～36ヶ月児を対象として行われた調査によると、日本の子どもの睡眠時間は最も短いことが示されています（大川：2015）。睡眠の問題は脳や自律神経系等の多様な心身の発達困難を引き起こしており、学力低下や心身の不調につながっています。

また、現代の子どもが多くが睡眠の問題を有している中で、発達障害の子どもが多くが何らかの睡眠困難を有していることが指摘されています。こうした睡眠困難の実態は多様であり、その背景には日中の不安・緊張・恐怖・抑うつ・ストレス等が推測されますが、発達障害当事者の睡眠困難についての実態はほとんど明らかになっていません。

それゆえに本書では、国内外における先行研究のレビューや発達障害を有する子ども・若者への当事者調査を通して睡眠困難の実態や支援ニーズについて検討しました。各種の調査研究を通して、発達障害当事者の有する睡眠困難の全般的傾向性として日常における不安・緊張・抑うつ・ストレス等が睡眠困難に繋がっていることが推測され、こうした睡眠困難を軽減していくためには丁寧な実態解明を行っていく必要性が明らかとなりました。

一方、本書では睡眠困難の実態や支援ニーズの一部を把握するに留まり、具体的な発達支援の方法を明らかにすることが課題として残されています。また、当事者だけでなく発達障害当事者を支援する各種の専門職（保健所の保健師、児童発達支援センター職員、保育士、小中学校の特別支援学級・通級担当教師、知的障害特別支援学校小中高等部教師等）への調査を行い、発達障害当事者の有する睡眠困難の実態把握や支援内容・方法について明らかにする必要があります。

今後は当事者の声をベースに子どもが有する睡眠・生活リズム等の困難の実態を明らかにすること、「不安・抑うつ・ゲーム等依存・摂食障害・自傷・自殺・不登校・引きこもり等」の不適応の予防に向けた発達支援の課題を検討していくことを目的としながら、以下の4つの視点に基づいて研究を進めていく予定です。

- ① 先行研究のレビューを通して、コロナ禍における子どもが有するさまざまな睡眠・生活リズムの困難の実態や支援の動向を検討する。
- ② 小学生、中学生、高校生への調査を通して、コロナ禍における子どもの睡眠・生活リズムの困難の実態と求めている支援を検討する。
- ③ 就学前児、小学生、中学生、高校生の保護者調査を通して、コロナ禍における子どもの睡眠・生活リズムの困難の実態と求めている支援を検討する。
- ④ 教師（幼稚園、小・中学校の通常学級・特別支援学級、特別支援学校）、専門職（保育士、保健所・児童発達支援センター職員）への調査を通して、コロナ禍における子どもの睡眠・生活リズムの困難の実態と求めている支援を検討する。

2020年の新型コロナウイルス感染症の爆発的流行に伴い、新しい生活様式での日常生活や家庭の経済状況の変化、友だちとの交流の機会の減少等、見通しの持てない状況の中で、不安・緊張・恐怖・抑うつ・ストレス等による子どもの生活リズムの乱れや睡眠困難が多数報告されています。

睡眠・生活リズムの困難への対応がますます喫緊の課題とされる中で「睡眠困難は家庭で対応すべきもの」という意識が今なお強くあり、専門的支援機関は僅少であり、睡眠で困っている子ども・若者は少なくない現状があ

ります。今後も多くの子ども・若者の声を丁寧に聴きながら、子ども・若者が抱える睡眠・生活リズムの困難の実態解明や発達支援の検討に取り組んでいく所存です。

なお、最後になりましたが、本書の出版にご尽力いただいた風間書房社長の風間敬子氏、および編集部の斉藤宗親氏に心より感謝を申し上げます。

三池輝久(2014)『子どもの夜ふかし 脳への脅威』集英社新書。

大川匡子(2015)『睡眠障害の子どもたち: 子どもの脳と体を育てる睡眠学』合同出版。

⑩ 堤英俊氏(都留文科大学) 2021年度日本特別ニーズ教育学会文献賞を受賞して

この度は、第1回にあたる日本特別ニーズ教育学会文献賞を授与いただき、こころより感謝申し上げます。大変名誉ある賞をいただき、身に余る光栄に思います。

今回、受賞の対象となった著作は、博士論文をもとにしたもので、「インクルーシブ教育の展開を目指す国際的動向」と「少子化にもかかわらず『分離』を前提とする知的障害教育の場への転入者が増加している国内状況」の乖離を問題にした上で、日本におけるインクルーシブな社会に向けた学校教育(=インクルーシブ教育)への転換の糸口を探る目的から、知的障害教育の場に流れ込むグレーゾーンの子どもたちの学校経験とそれを方向づける制度的・構造的条件について実証的解明を試みたものです。この著作は、私立の知的障害特別支援学校の中学部教員であったころに、転入してきた2人の荒ぶるグレーゾーンの子どもたちと担任として向き合う日々を送ったことを契機として、現職のまま博士課程に進学し、試行錯誤しながら研究を進めていった成果でもあります。当該の2人をなんとか中学部から高等部に送り出して、ふと我に返ったときに、彼らとの関わりの中で感じていたモヤモヤや違和感、やりきれなさについて、丁寧に考えたい、解きほぐしておきたいという衝動に駆られたことが博士課程進学へとつながりました。

このように、博士課程には、問題意識や動機が明確な状態で進学したため、研究テーマの選択には困らなかったのですが、それをどのように学術的に探究していったらよいのかについて迷いに迷い、何しろ研究方法に関する知識や技能が相当に未熟であったため、それを身に付けようとするプロセス自体で本当に苦勞しました。進学後1年ほど熟考した結果として質的研究のアプローチを取りたいと考えるに至り、そのためには研究方法を習得する時間が必須と考えて教職を辞し、質的調査法に関わる社会学・心理学・人類学の講義・フィールドワークを片っ端から受講して、学部学生たちに混じって必死に学びました。このときに集中的に習得(体得)した、参与観察の仕方、フィールドノーツの取り方、インタビューの取り方、文字起こしの仕方、分析の仕方などは、研究者としての今の自分に欠かすことのできない大切な財産となっています。

また、博士論文の作成のプロセスで、データの解釈にあたって、この著作で分析視点として採用した「生活戦略(人々が置かれた状況の中で、状況をのりこえようとしてそれぞれ固有の立ち向かい方をするとときに働かされる様々な創意工夫や知恵)」という概念に出会えたことは、非常に幸運でした。国内におけるライフストーリー・インタビュー研究の第一人者である社会学者の桜井厚先生主催の研究会(通称、LS研)で発表させていただいたときにご助言いただいたもので、この概念に出会えたことで、「博士論文がなんとか形になるかもしれない」という予感を得ることができました。

研究方法の習得に励む一方で、調査を受け入れていただけるフィールド探しにも苦労しました。手はじめの調査依頼・説明のための訪問をお願いする電話・メールの段階で断られてしまうことも多く、頭を抱えたことも1度や2度ではありません。管理職にご理解いただいて受け入れの許可をいただいてからも、実際の調査開始に至るまでには、フィールド（私の場合、特別支援学校や知的障害児施設）の教職員や子ども、保護者らと信頼関係を築くことが必須であり、そのためにも、複数のフィールドをはしごして、毎日のように学習・活動補助のボランティアに出かけていた時期がありました。調査前のボランティアを通して学んだことは多く、自分にできる現場からの信頼の得方は実践を通してなのだなと気づくことができました。

2022年現在、すでに博士論文の調査に取り組みはじめてから10年ほどの月日が経ち、当時中学生であった調査協力者たち10名も、今は20歳を超えて、なかには家庭を持ち、子育てをしている方もいます。そのうち数名とは、今もLINEなどの携帯アプリを通して連絡を取り、博士論文研究後の継年調査として、時折、ライフストーリー・インタビューに協力してもらっています。

このように考えてみると、今回の受賞も、私1人の成果だとは言うのはおこがましく、たくさんの方たちとの出会いと対話の上に成し得たものだと考えられます。この著作のもととなった博士論文研究でご指導いただいた諸先生方、調査に協力いただいた特別支援学校・知的障害児施設の皆様をはじめとして、支えてくださった多くの皆様や仲間たち、出版社の方々にあらためて心より感謝申し上げたいと思います。

最後になりますが、今後もこの日本特別ニーズ教育学会の発展のために微力ながら貢献できればと考えております。本当にありがとうございました。

⑪ 眞城知己氏（関西学院大学）

日本特別ニーズ教育学会の設立の背景の一つには、当時の障害児教育関連の学会における研究が心理学を中心とした内容に大きく偏る傾向があり、それに対して教育学を軸に据えた研究の充実を図ろうという思いがありました。それは単に研究領域の特殊化を図ろうとしたわけではなく、教育学の研究方法や内容を通じて障害児教育領域の様々な課題に学術的な解決のための理論と方法を提示するという強い動機があったということです。当時の「特殊教育」制度には単一の学術的パラダイムは提示されておらず、それは現在の「特別支援教育」制度でも状況は変わっていません。

「学」として依拠する基本パラダイムの提示は学会の大きな責任です。ですから、たとえば外国研究の場合ならば、単に「海外動向の紹介」ではなく、各国の教育制度の特質を「必然性」の論究を添えて明らかにすることが不可欠でした。そこで、歴史研究の手法を用いて「なぜ、ある国において、ある時期に、ある内容の制度が成立したのか」を明らかにしたり、法律の成立過程での議事録分析を通じて、制度の根底にある問題の本質を明らかにするといった方法が採用されました。学会として「旅行見聞記」のような表面的な紹介論文を扱うことを厳に慎む意識が強かったことを当時の窪島編集長のもと、現代表理事の加瀬先生とともに学会誌編集に幹事として携わる中で都度感じていたことを鮮明に記憶しています。

さて、今回文献賞をいただいた著書はおよそ25年にわたる研究の一部を抜粋して上梓したものです。20世紀

末のイギリスの特別な教育的ニーズに関する教育制度は、大変興味深い特質を有しています。ガリフォードによって基本の考えが提起された個体と環境との相互作用によって成立する特別な教育的ニーズ概念を軸に、1944年教育法以降のイギリス特殊教育制度全体を見直した特別委員会報告書（通称ウォーノック報告）の一部を制度化した1981年教育法によってそれまでにない新しい制度がスタートしました。

しかし、特別な教育的ニーズ概念の動的性質の特徴ゆえに、当初は地方教育当局ごとに運用が異なったり、予算獲得のために意図的に子どもの特別な教育的ニーズを「重く」評価する学校がでてくるなど、1980年代には制度の根幹が揺らぎました。そして、その反省を元に1993年教育法とその運用のための具体的指針であるコード・オブ・プラクティスが策定されるようになります。さらに、イギリス教育制度の大改革による余波の影響を受けながら制度運用を図る過程で、学校現場での問題の解消のために何度も制度の改定が重ねられてきました。本書は現在のEHCプランの前身である「判定書(statement)」制度の時代までを取り扱ったものですが、そこまでのイギリスの教育制度の変化過程や、その原因を探る研究を重ねることは大変な学びとなりました。

日本の特別支援教育制度の全体構想が提示されたのを受けて、本学会で編集した『特別支援教育の争点(2004,文理閣)』では、後の日本の特別支援教育制度のモデルとなるイギリスの特別な教育的ニーズコーディネーター(SENCo)制度が、「なぜイギリスで制度として成立するのか」の要件を提示しながら論じましたが、こうした研究を通じて、日本の障害児教育に関わる教育制度に求められる要素や構造について考えるための手がかりを少しでも提示できればと考えてきました。残念ながら、かつてイギリスで経験してきたようなコーディネーターへの役割の偏りや過剰業務の状況は、まるで同書で予告されたかのように現在の日本で生じています。研究を通じて警鐘を鳴らした事柄を、様々な問題の解決につなげられるようにわかりやすく提示する必要性を痛感しています。

本書では、インクルーシブ教育に関する内容などは省いて構成しましたので、機会を改めてその後のイギリスの特別な教育的ニーズに関する制度の特質に関する学術的知見をまとめたいと考えています。まだまだ学究が足りず反省の日々です。文献賞を頂戴して、この思いをあらたにすることができました。感謝申し上げます。

6. 第27回研究大会優秀発表賞受賞者コメント

①山口真美氏(大阪大学大学院人間科学研究科)

この度は、「第27回研究大会優秀発表賞」を賜り、光栄に存じます。拙報告に対しまして、協議・推薦をしてくださいました第IV分科会座長の池田吉史先生・石井智也先生、そして審議いただきました理事会の先生方に御礼申し上げます。

入会して日の浅い身で受賞し、恐縮ではございますが、本学会については、大学院の先輩である伊藤駿さん(広島文化学園大学)に教えていただきました。私は大阪大学大学院人間科学研究科で教育社会学を専攻し、特に教師研究に取り組んでおります。障害児教育や特別支援教育に特化しているわけではないのですが、過去の学会誌を拝読するなかで「特別な教育的ニーズ」に関する幅広い研究が対象となっていることを知り、そうした寛容性や学際性に惹かれて入会いたしました。

研究大会においても、大学の研究者ばかりではなく、多くの実践者の方々や院生・学部生が参加や発表をされており、刺激的な議論が交わられていました。今回の受賞に至った当日の発表内容・応答の評価には、第IV部会

で一緒に、的を射たコメントやご質問をくださった参加者のみなさまのお力もあるかと思います。ありがとうございました。

さて、研究大会では「登校をめぐる支援の様相と課題—公立小学校の加配教員を事例として—」と題しまして、報告をさせていただきました。具体的には、社会経済的に厳しい校区を持つ学校を対象に、指導上の困難度の高さに照らして配置される教員（児童生徒支援加配）に着目し、かれらの日常的な仕事とその特徴・意義を質的調査法によって析出することを試みました。「学校における働き方改革」、教員の業務の適正化が推進されるようになってきた今だからこそ、教室内の教科教育に留まらず、多様な教育的ニーズを持つ子どもたちに日々向き合っている教員の仕事というものが重要となると考え、明らかにしたいという思いで始めた研究です。

詳しい内容につきましては投稿論文という形で改めて発表したいと考えておりますので、控えさせていただきます。代わりにここで、いつも研究に快くご協力いただいております、フィールドワーク先の小学校の先生方に感謝の意を表したいと思います。特に拙報告のもととなった調査に関しては、新藤先生（仮名）のご協力なしにはありえなかったものです。早く論文という形でまとめてご報告し、少しでも現場に返せるように努めてまいります。また、指導教員である志水宏吉先生、そして教育文化学・共生社会論研究室のみなさまにも様々な形で支えていただいております、今日まで研究活動を継続することができています。今回の受賞を励みに、今後も現場に即して「特別な教育的ニーズ」を持つ子どもに関わる学校・教師の研究に邁進していく所存です。

最後になりましたが、本大会は昨今の社会情勢から WEB 上のオンライン開催となり、例年以上に準備が大変だったのではないかと存じます。充実した研究大会の開催にご尽力くださった大会準備委員会の方々に御礼申し上げます。

②田中香帆氏（山梨大学教育学部障害児教育コース4年）

このたびは、「2021 年度日本特別ニーズ教育学会第 27 回研究大会優秀発表賞」の表彰をいただき、誠にありがとうございます。学会・若手チャレンジ研究会での研究発表という初めての機会をいただきましたとともに、発表当日にはコメンテーターの先生はじめ貴重な御指導・御助言を賜りましたことにこの場をかりて改めて感謝申し上げます。

私は現在、「ドイツのインクルーシブ教育に関する研究—バーデン＝ヴュルテンベルク州の『特別教育・相談センター』に着目して—」という題目で卒業論文の執筆に励んでおります。特別学校のセンター的機能を拡充しているドイツの実践と課題を明らかにすることで、日本におけるインクルーシブ教育の推進及び特別支援学校のセンター的機能のあり方を検討する一つのきっかけになると考え、本研究では南西ドイツのバーデン＝ヴュルテンベルク州にある特別学校・「特別教育・相談センター（SBBZ）」の実態把握を通して、インクルーシブ教育を推進していく上での特別学校によるセンター的機能の意義と課題を検討することを目的としています。

ドイツを対象国として選定した理由の一つとして、私が大学在学中に現地の教育大学に留学する予定であったことがあります。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、留学を実現することはできませんでしたが、ドイツの特別支援教育への関心から SBBZ の現地職員を調査対象に選定しました。

本研究方法は、Google フォームを用いた質問紙調査です。「1. 学校の基本情報」、「2. センターの機能（教育体制の変化について）」、「3. 相談センターとしての取り組み」、「4. コロナ禍での教育」といった観点で、センター的機能としての実施状況や SBBZ の今後の課題等についての質問を設定し、現在調査中です（本原稿執筆時）。

特別学校の機能も維持しながら、特別学校が長年にわたり培ってきた豊富な教育資源をセンター的機能として有効に活用することで、インクルーシブ教育の充実が図られているバーデン＝ヴュルテンベルク州の SBBZ につい

て研究することは、次年度から特別支援学校教師として働く予定である私にとっても大きな意味を持っていると考えています。

文部科学省(2017)「平成 27 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について」では、「地域の相談ニーズへ応えるための人材を確保すること」や「多様な障害に対応する教員の専門性を確保すること」が日本の特別支援学校のセンター的機能実施上の課題としても挙げられていますが、特別支援学校がその専門性を高めていくと同時に地域から求められる要求にもこたえていくことができるように、広い視野を持って目の前の子どもたちの支援に取り組んでいく必要があると考えました。

ドイツの子どもの様子を知ることが、日本の教育現場で特別支援学校がセンター的機能の実施として開かれた学校となると同時に、特別な教育的ニーズを必要とする子どもたちを地域社会へと繋げていく役割を教員として果たしていくことに活かしていきたいです。

今回の表彰を糧とし、今後は教師であっても研究の視点を大事にしながら職務に励んでまいりたいと思います。今後も、より一層のご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。

③村井利帆氏(長崎大学教育学部特別支援教育コース4年)

今回はこのような賞をいただきまして、誠にありがとうございます。調査研究にご協力いただきました方々をはじめ、中間集会や研究大会であたたかなご指導をくださいました先生方に、心より感謝申し上げます。

私がこの研究を行おうと決めた背景には、私が大学で所属しているサークルでの活動が大きく関係しています。私は、子どもや障害のある大人の方たちと一緒に様々な体験活動をするサークルに所属しています。知的障害のある方々と関わる中で、障害があるからという理由で、必要ないだろうと周りの人に勝手にその選択肢を無くされたり、その環境が用意されていないために諦めざるを得なかったりするということが様々な場面で起こっているということを知り、そのような社会で本当によいのかという思いが出てくるようになりました。その中の 1 つとして、運転免許取得に対する意識が自分の中で強くなり、この研究を行うに至りました。

今回の研究の一環で、知的障害当事者で実際に免許を取得された方にもインタビューをさせていただきました。「運転免許を取得したい」という話をしても、高等部の先生には話を受け止めてもらえず、親御さんにも最初は反対され、いくつかの教習所からも受け入れを断られるというように、教習所に入校するまでにも様々な困難があったことを伺いました。

実際にお話を伺うなかでも、障害があるからと決めつけて、このくらいしかできないだろう、わからないだろう、と低く受け止めてしまっているのは、本当はわたしたち社会の側ではないかという気持ちが強くなりました。

今回の研究はまだ入口の段階で残していることも多いですが、当事者の方のニーズに少しでも近づけるように、これからも学んで取り組みを続けていきたいと思っています。この度は本当にありがとうございました。

7. 学会リレー 第1回

一般社団法人日本育療学会「日本育療学会の学会活動・研究活動」

一般社団法人日本育療学会理事・事務局長

京都女子大学発達教育学部教育学科

教授 滝川国芳

(日本特別ニーズ教育学会会員)

日本特別ニーズ教育学会の会報誌に、「一般社団法人日本育療学会」の学会活動と研究活動についてご紹介させていただく機会を賜り、誠にありがとうございます。日頃から、諸先生方には、本学会の研究活動に深いご理解と積極的なご協力を賜り感謝申し上げます。

本学会は、病気や障害のある子どもが、現在及び将来にわたって充実した生活が営むことができるようにするために、教育、医療、福祉、家族及び本会の目的に賛同する関係者が一体となって、子どもの健全育成を図るための研究・研修を推進し、その成果を普及することを目的としております。日本学術会議協力学術研究団体として日本学術会議に認可を受け、我が国における病弱教育、療育に関する唯一の学術団体として活動を継続・発展しているところです。国の健やか親子 21 推進協議会参加団体でもあります。学術団体としては小規模ではありますが、これからも積極的な研究活動を行う所存です。今後とも病気の子どもたちの教育の発展について医療・福祉関係者、保護者等と共に邁進したいと考えております。

本学会の活動は、上記の目的を達成するために、

1. 研究会・研修会の実施：子どもの健全育成を図るために、教育、医療、福祉、家族等の立場から研究会・研修会を定期的に計画し、実施すること、
2. 学会誌及び図書等の刊行：日本育療学会誌「育療」を定期的に刊行すること、
3. 関連団体・機関との連携：子どもを支援するために教育、医療、福祉、家族等の関係団体や機関との連携を重視した活動を行うこと、
4. 教育、医療、看護、福祉等に関する調査研究・知識の普及：子どもの教育・社会福祉・看護・保健等に関する調査研究を行い、その成果の普及に努めること、を事業として行っております。

これまで毎年開かれる学術集会では、全国各地からご参会いただき、多職種からなる学会員の活発な研究発表、討議等が行われていました。しかしながら新型コロナウイルス感染拡大の影響から、昨年度に引き続き、今年度もオンライン形式での開催となりました。第 25 回目となる学術集会は、2021 年 10 月 17 日(日)に、文部科学省、厚生労働省、京都府教育委員会、京都市教育委員会、京都府小児保健研究会、全国病弱虚弱教育研究連盟、全国特別支援学校病弱教育校長会、全国病弱虚弱教育学校 PTA 連合会、一般社団法人日本小児看護学会、認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワークのご後援をいただき、京都ノートルダム女子大学現代人間学部准教授太田容次学術集会長のもと、「病気の子供への教育の現状と今度の学校教育全体のありかたについて考えよう」を大会テーマに開催いたしました。

学術集会長講演の演題は、「ますます多様化する特別な配慮の必要な子どもの教育」でした。Ⅱ 演題の口頭発表では、チャットによる質問も多数書き込みがあり、Web 会議システムならではの活発な質疑応答が行われました。学術集会実行委員会企画によるシンポジウム「With コロナ時代の学校教育を、病気の子供への教育から考える」では、奈良学園大学教授中島栄之介氏のコーディネートのもと、福島県特別支援教育センター所長西牧

辰典氏、京都市立桃陽総合支援学校校長石原廣保氏から話題提供をいただき、参加者が全国各地に居ながらにして活発な議論が繰り広げられました。2022 年度は、第 26 回学術集会を関西学院大学教授丹羽登学術集会長のもと開催することとしております。当学会ホームページには、過去に行われた学術集会の詳細な開催要項等が掲載されております。ぜひ、一度ご覧ください。

学術集会とは別に年に数回の研修会も実施しており、2020 年度は「小児期発症慢性疾患のある子どもの移行支援」「病氣療養する児童生徒のための ICT 活用による遠隔授業」をそれぞれテーマとして 2 回の研修会を実施しました。会員はもちろんのこと、関心をお持ちの非会員の先生方にも多数ご参会いただくことができました。

当学会では、学会誌「育療」の年 2 回発行、ホームページによる研究活動、学術集会、研修会等に関する情報発信を行っております。これからも、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。そして、諸先生方のご入会を心よりお待ち申し上げます。

最後になりましたが、発刊中の日本育療学会編著『標準「病弱児の教育」テキスト』（ジアース教育新社）の改訂版を 2022 年 3 月末までに発行することとしております。最新の病弱・身体虚弱教育の内容となっています。大学での病弱教育関連科目の授業テキストとしてはもちろんのこと、全国各地での教育実践にお役に立てていただけますと幸いです。

※ 一般社団法人日本育療学会ホームページ URL <http://nihonikuryo.jp>

8. 各種案内

①事務局からのお願い

1. 学会費納入のお願い

本学会では会員みなさまに毎年会費の納入をお願いしております。今年度、数件のお問い合わせをいただきましたが、年度ごとに会費を払ったり払わなかったりすることで入会資格を変更する形式は基本的にとっておりませんので、ご注意下さい。

なお、ニュースレター発刊に合わせて会費の納入をお願いしておりますが、例えば、2022 年度の会費を 2021 年度中にお支払いいただきたいという意味ではございませんので、合わせてお知らせ申し上げます。年会費は 7000 円、納入先は以下の通りです。

ゆうちょ銀行（口座名義）SNE 学会（口座番号）00110-5-250638

ゆうちょ銀行以外からの振込用口座番号 〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0250638

なお、例年振込用紙に登録情報の変更をご記入いただいている場合がございましたが、振込用紙の内容ではシステム上情報更新ができません。そのため、お手数ですが、登録情報の変更は下記2および3の学会ウェブサイトよりお願い申し上げます。

2. 学会へのメールアドレスの登録をお願いいたします

今理事会期では、前期に引き続き会員への情報発信をウェブサイト等に重点を移し、ペーパーレス化を進めております。以前は、会員登録にメールアドレスの登録を必須としていなかったこともあり、会員みなさまには学会にメールアドレスを登録していただけますよう、お願いしております。登録は学会ウェブサイト (<https://www.sne-japan.net/>) のトップページに専用のボックスが用意されております。ご協力をお願いいたします。

3. 住所・所属の変更についてもお知らせ下さい

会員への情報発信はペーパーレス化を進めておりますが、SNE ジャーナルの発送等の送付物につきましては、

引き続き郵便を活用しております。例年、一回につき 30 点を超える宛先不明の郵便物が学会事務局に返送されてまいります。転居等で郵便物の送付先が変更になりましたら、学会事務局までご一報いただけますよう、お願い申し上げます。同様に、SNE ジャーナルの未着等がありましたら、学会事務局までお知らせ下さい。

4. 会員の皆様の著書・報告書等の研究成果の提供依頼

学会理事会では、会員のみなさまの研究成果の紹介や研究交流の機会を積極的に拡げていきたいと考えております。現在、学会誌『SNE ジャーナル』では毎号、会員の著書を「書評」「図書紹介」という形で掲載いたしておりますが、今後、『SNE ジャーナル』のほか「ウェブサイト」「学会会報」等におきましても、会員のみなさまの著書・報告書等の研究成果を広く紹介し、共有していきたいと思っております。

また、本学会では 2021 年度より「日本特別ニーズ教育学会文献賞」を創設し、本学会会員が公刊した学術研究図書の顕彰を通して、特別ニーズ教育に係わる高度な専門研究の深化・発展をめざしております。文献賞の対象は「前年の機関誌『SNE ジャーナル』において「書評」として掲載された本学会会員の学術研究図書とする」（日本特別ニーズ教育学会文献賞規程第 2 条）となっております。著書等の情報はぜひ積極的にお寄せください。

みなさまの著書・調査報告書等の研究成果をお知らせいただけます場合は、お手数ですが、①事務局までメールを送信の上、②現物を下記学会事務局までご提供・ご送付いただけますよう、お願いいたします。

5. 学会事務局体制について

学会事務局は、大会会期中などを除き、基本的に事務局担当理事3名（田中・内藤・石井）が分担で担当しており、専従のスタッフ等が常駐しているわけではございません。お問い合わせや各種文書の発行等につきましても、即日対応できるとは限りませんので、事務局へのご要望は日程に余裕を見ていただければ幸いです。事務局運営につきましても、会員のみなさまのご理解、ご協力をお願い申し上げる次第です。

（事務局長 田中謙：日本大学文理学部）

②『SNE ジャーナル』第27巻1号の投稿案内

日本特別ニーズ教育学会では、年 1 回発行している学会誌で投稿論文を募集しています。皆様の投稿をお待ちしております。投稿論文は、投稿確認チェックリストおよび著作権に係る承諾書等の提出が義務づけられていますのでご注意ください。詳細は学会ウェブサイトにてお知らせしていますので十分に熟読いただき、投稿くださいますようよろしくお願いいたします。

また、論文査読の充実のために、学会員の皆様には編集協力委員として投稿論文の査読においてご協力いただいております。編集委員会よりお願いの際にはご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

（編集委員長 澤隆史：東京学芸大学、編集幹事 田部絢子：金沢大学）

1. 投稿締切りは 2022 年 4 月 25 日（月）（当日消印有効）です。
2. 投稿論文は投稿規定、執筆規定、投稿確認チェックリストを十分に確認してください（特に規定枚数・研究倫理・2022 年度会費納入状況にご留意）。例年、規定に従わない投稿がみられ、不受理になる場合もあります。
3. レターパック・簡易書留等の送付記録が残る形式で「SNE ジャーナル編集委員会」に郵送するとともに、投稿論文の電子ファイル一式を電子メールにて添付して、「SNE ジャーナル編集委員会」に送付してください。詳細は学会ウェブサイトをご確認ください。

4. 電子ファイルの提出先（郵送及びメール添付）と投稿に関する問い合わせ窓口

◆郵送論文送付先（簡易書留またはレターパックをご利用下さい）

SNE ジャーナル編集委員会 〒920-1192 石川県金沢市角間町
金沢大学人間社会研究域学校教育系 田部絢子研究室

◆メール送付先 hensyu@sne-japan.net

③日本特別ニーズ教育学会 2022 年度中間集会開催案内

日本特別ニーズ教育学会中間集会は 2022 年 6 月 5 日（日）に山梨大学にて開催します。新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の心配はありますが、久しぶりの対面での開催に向けて準備を進めております。

中間集会の内容は、6 月 5 日午前：研究委員会による「若手チャレンジ研究会」（卒業論文・修了論文・修士論文・博士論文等のデザイン検討、SNE 学会における学会発表の予備的検討）、午後：準備委員企画による「With/After コロナの時代における特別ニーズ教育の公共的役割を問う」をテーマに「基調講演・パネルディスカッション」により構成されています。

基調講演には藤田英典氏（都留文科大学学長）をお招きし、続くパネルディスカッションを通して、多様な教育的ニーズを有する子ども・若者に対する特別ニーズ教育の役割と課題を検討したいと計画しております。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。詳細は決定次第、順次学会ウェブサイト等にてお知らせいたします。

日本特別ニーズ教育学会 2022 年度中間集会概要

1. 開催日程：2022 年 6 月 5 日（日）9:30～16:00

2. 開催場所：山梨大学甲府キャンパス 〒400-8510 山梨県甲府市武田 4-4-37

アクセス【徒歩】JR 甲府駅から徒歩約 15 分

【バス】JR 甲府駅北口バスターミナル 2 番乗り場、所要時間約 5 分

「武田神社」または「積翠寺」行き バス停「山梨大学」下車

3. 開催方法：対面方式を基本として実施

4. プログラム

日付	時程	プログラム
6 月 4 日（土）	17:30～19:30	【理事会】
6 月 5 日（日）	9:00～	受付開始
	9:30～12:00	研究委員会主催「若手チャレンジ研究会」 卒業論文・修了論文・修士論文・博士論文等のデザイン検討、SNE 学会における学会発表の予備的検討
	12:00～12:45	休憩・（午後からの参加者受付）
	12:45～13:50	基調講演 藤田英典氏（都留文科大学学長） 「With/After コロナの時代における教育の公共性（仮）」
	13:55～16:00	パネルディスカッション 「With/After コロナの時代における特別ニーズ教育の公共的役割を問う」

		司会 堤英俊氏(都留文科大学) パネリスト 古屋和久氏(山梨県身延町立身延小学校) 原田琢也氏(金城学院大学) 藤田英典氏(都留文科大学) コメンテーター 河合隆平氏(東京都立大学)
--	--	---

5. 準備委員会企画内容

「With/After コロナの時代における特別ニーズ教育の公共的役割を問う」

企画趣旨

「公共性」という概念は、1960年代から哲学・社会学・政治学などの分野で用いられ、民主的な社会や制度について考えるにあたって重要な意味を持ってきました。教育学の分野でも、1990年代以降、新自由主義的な教育改革や経済格差・教育格差との関わりから、「教育の公共性」が議論の俎上に載せられてきました。

新型コロナウイルスの感染拡大によって経済格差・教育格差が一層深刻化している状況の中で、あらためて「教育の公共性」とは何か、とりわけ「With/After コロナの時代における特別ニーズ教育の公共的役割とはなにか」について議論したく、本シンポジウムを企画しました。

基調講演・パネルディスカッションには、教育学の分野において「教育の公共性」論を先進的に牽引している藤田英典氏、小学校の現場で障害のある子どもを含む多様な存在を前提とした「学び合う教室文化づくり(公共空間づくり)」を実践している古屋和久氏、元中学校教員で子どもの貧困と学校文化の関係について探究している原田琢也氏にご登壇いただき、上記のテーマについてそれぞれのお立場から発題していただきます。これからの特別ニーズ教育について通常教育学と特別支援教育学の垣根を超えて広く議論する機会にしたいと考えています。

6. 参加申し込み・参加費の納入方法

参加費は 1,500 円(会員・非会員ともに)。チケット販売サイト Peatix より事前にお申し込みいただく予定です。お申込み可能期間等については改めてお知らせいたします。

7. 後援

山梨県教育委員会／公立大学法人都留文科大学／国立大学法人山梨大学

8. お問い合わせ先

2022 年度中間集会準備委員会 堤英俊(都留文科大学)・内藤千尋(山梨大学)

E-mail sne.chukan2022@gmail.com

④日本特別ニーズ教育学会第28回研究大会案内

日本特別ニーズ教育学会第28回研究大会(2022年度)に向けて、大会準備委員会では、上越教育大学を会場として対面による開催ができるように準備を進めております。特別ニーズとは何か、特別ニーズにどのように応えるかを共に考えるシンポジウム等を企画しております。プログラムや発表・参加申し込み方法等の詳細は、決まり次第、改めて学会ウェブサイト等によりお知らせいたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

(第28回研究大会準備委員会 渡邊流理也・池田吉史)

開催日：2022(令和4)年10月29日(土)～30日(日)

開催地：上越教育大学(新潟県上越市山屋敷町1番地)

＊上越妙高駅(北陸新幹線)よりタクシー約20分 ＊高田駅(えちごトキめき鉄道)よりタクシー約10分

大会準備委員会：委員長 笠原芳隆(上越教育大学)

委員(企画) 渡邊流理也(新潟大学)

委員(事務) 池田吉史(上越教育大学)

9. 編集後記

お忙しい中、多くの方にご執筆をいただき、ありがとうございました。「コロナ禍における特別ニーズ教育の動向」では4名の先生方にそれぞれのお立場からご示唆をいただきました。「学会文献賞」受賞者、「研究大会優秀発表賞」受賞者の方々から、素敵なコメントをいただきました。今会報より「学会リレー」を開始いたしました。ぜひお読みいただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症の一刻も早い終息を願っております。(副島賢和)